



DISCLOSURE 2026

ディスクロージャー誌

DISCLOSURE 2026

デ ィ ス ク ロ ー ジ ャ ー 誌

も く じ

ごあいさつ	1
当会の基本理念	2
当会の考え方	5
業績	31
JAバンク自己改革の取組	33
地域貢献情報	35
棚田保全活動への取組	51
トピックス	52
業務のご案内	55
当会・JAの主な商品・サービス	58
主な手数料一覧	67
当会の組織	68
当会の沿革・歩み	71
資料編	72
財務諸表の適正等にかかる確認	131
用語解説	132

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しており、合計が一致しない場合があります。

また、計数中の"0"は計数が単位未満であることを、"-"は該当する計数がないことを表しています。

ごあいさつ



経営管理委員会会長
櫻井 宏



代表理事理事長
野津 博和

平素より、当会の業務に関し、多大なるご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当会は協同組合精神のもと、岐阜県JAバンクの中核的機関として、JAをはじめとする会員の事業の振興ならびに地域社会の発展に貢献することを使命に、事業を展開しております。

さて、昨今のJAバンクを取り巻く経済環境につきましては、世界的なインフレ圧力や地政学リスク顕在化により一部弱めの動きがみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移したこと等により、緩やかな回復を続けており、日本銀行が経済・物価情勢の改善に伴い、政策金利の引き上げを進めたため、国内金利は上昇基調が継続しました。

また、系統信用事業を取り巻く環境においては、人口減少や組合員の高齢化などにより組織基盤の変化が見込まれるなか、不断の自己改革の深化に取り組み、農業所得増大および農業者の満足度向上に役立てていくことが求められています。

このような情勢下、JAバンク基本方針に定める総合的戦略に基づき策定した岐阜県JAバンク中期戦略ならびに中期経営計画(2025年度～2027年度)の中間年度として、JA・信連・農林中金の一体性をより強化し、将来にわたり安定的な事業量確保のための顧客基盤の維持やJA総合事業の成長発展に寄与するための収益力の強化への取組みに加え、組合員等の満足度をさらに向上させることにより、農業者・地域において一層必要とされる存在を目指してまいります。

本冊子は、当会の令和7年度の業績を中心に経営方針、業務内容、JAバンク自己改革の取組み、地域貢献活動などについて、わかりやすくご紹介するものであり、当会をより深くご理解いただくためにご一読いただければ幸いです。

令和8年7月

経営管理委員会会長 **櫻井 宏**

代表理事理事長 **野津 博和**

■ 当会の基本理念

経営理念

当会は、協同組合組織として会員JAとの密接な連携のもと、効率的な組織機能を発揮することにより、金融事業を通して農業の振興および農家経済の安定・向上を図るとともに、地域社会の発展に貢献することを経営理念としています。

経営方針

当会は、農業の振興を基本とし、これに関連する事業を通して地域社会と農業の持続的発展に貢献するため、会員JAと一体となって組合員および地域のニーズに即応した金融仲介機能の強化に取り組むとともに、組合員や地域の皆さまの信頼と支持をより強固なものとするため、専門的機能を一層強化することにより経営基盤の拡充を図っています。

また、県連合会としての機能を発揮し、会員JAの負託に応えられるよう、事業収益の安定確保と経営効率化に向けた取組みを積極的に進めるとともに、一層強靱な経営体質を構築するため、自己資本の増強と内部管理態勢の強化に取り組んでいます。

中期経営計画

当会は、中期経営計画(2025～2027年度)を策定し、以下5項目を基本戦略として取り組みます。

また、経営数値目標を設定し、経営基盤の安定に取り組みます。

○JAバンク中期戦略支援

岐阜県JAバンク中期戦略(2025～2027年度)の具体的実践事項に取り組めます。

○JA支援体制の強化

担い手農業者等との取引拡大等を支援する農業金融応援プロジェクトに取り組むとともに、貯金および貸出対応力強化への支援、資産形成、相続および年金等の幅広い相談(推進施策等の立案)に対応するため、専門知識・ノウハウを持つ職員の育成に取り組めます。

また、利用者保護ならびにマネー・ローンダリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止に向け、会員JAおよび農林中央金庫と一体となり取り組みます。

○農業金融・地域密着型金融等への取組強化

メイン強化先や食農関連企業に対する融資・相談対応を積極的に行うほか、農業生産・生活の場である農村・地域の基盤を守るための取組みを行い、当会の事業活動が与える多面的な影響にも配慮しながら、地域社会と環境の調和を目指す持続可能な未来の実現に向けて取り組みます。

○収益・財務基盤の強化

統合的リスク管理態勢を適切に運営し、中長期的な経営の安定、JAに対する安定的な収益還元に取り組みます。

○内部管理態勢の充実

農業を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくため、内部管理態勢(コンプライアンス態勢、利用者保護等管理態勢、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応態勢、統合的リスク管理態勢)の充実に取り組みます。

中期経営計画

基本戦略

1. JAバンク中期戦略支援

(農業)

- 農業所得増大(満足度向上)
- 農業基盤の維持・発展

(くらし)

- 利用者基盤の維持・拡充
- ライフプランサポート態勢の強化

(恒常的取組み)

- 経営戦略の策定と実践
- マネロン・金融犯罪対策
- 内部管理態勢の構築
- 店舗事務効率化
- システムインフラの整備
- 人材育成

2. JA支援体制の強化

- 農業金融応援プロジェクトによる取組み
- 専門人材の育成に向けた取組み
- 他連合会等と連携した取組み
- マネロン・金融犯罪対策に向けた取組み

3. 農業金融・地域密着型金融等への取組強化

- 農業融資等への取組強化
- 農業・地域の成長支援と地域活性化への貢献
- CO₂排出量の削減
- サステナブル・ファイナンス
(持続可能な環境・社会や農業・地域の発展につながる投融資)

4. 収益・財務基盤の強化

- 収益確保に向けたポートフォリオ構築
- 統合的リスク管理態勢の適切な運営
- 自己資本の増強
- 奨励金体系等の見直し

5. 内部管理態勢の充実

- コンプライアンス態勢
- 利用者保護等管理態勢
- マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応態勢
- 統合的リスク管理態勢

経営数値目標

○総資産経常利益率	0. 15%以上/年
○貯金経費率(注1)	0. 10%以下/年
○自己資本比率(注2)	14. 0%以上/年
○経営基盤安定化積立金	2035年度までに150億円以上
○農業・食農関連企業新規取引先数(注3)	2027年度までに50先
○農業・食農関連企業融資新規実行額(注3)	70億円以上/年
○サステナブル・ファイナンス実行額	2030年度までに500億円以上
○CO ₂ 排出量の削減(2015年度比)	2030年度までに46%削減

(注)1. (経費-県域電算事務受託手数料)÷貯金平残

2. バーゼル規制・金融動向等を踏まえ、随時見直しを図る。

3. 食農関連企業とは、農業資材、肥料、飼料の製造・卸売・販売、および食品に関わる企業(製造・卸売・小売・サービス業)とする。なお、全農、厚生連、シンジケートローン先および預金担保ABL先を除く。

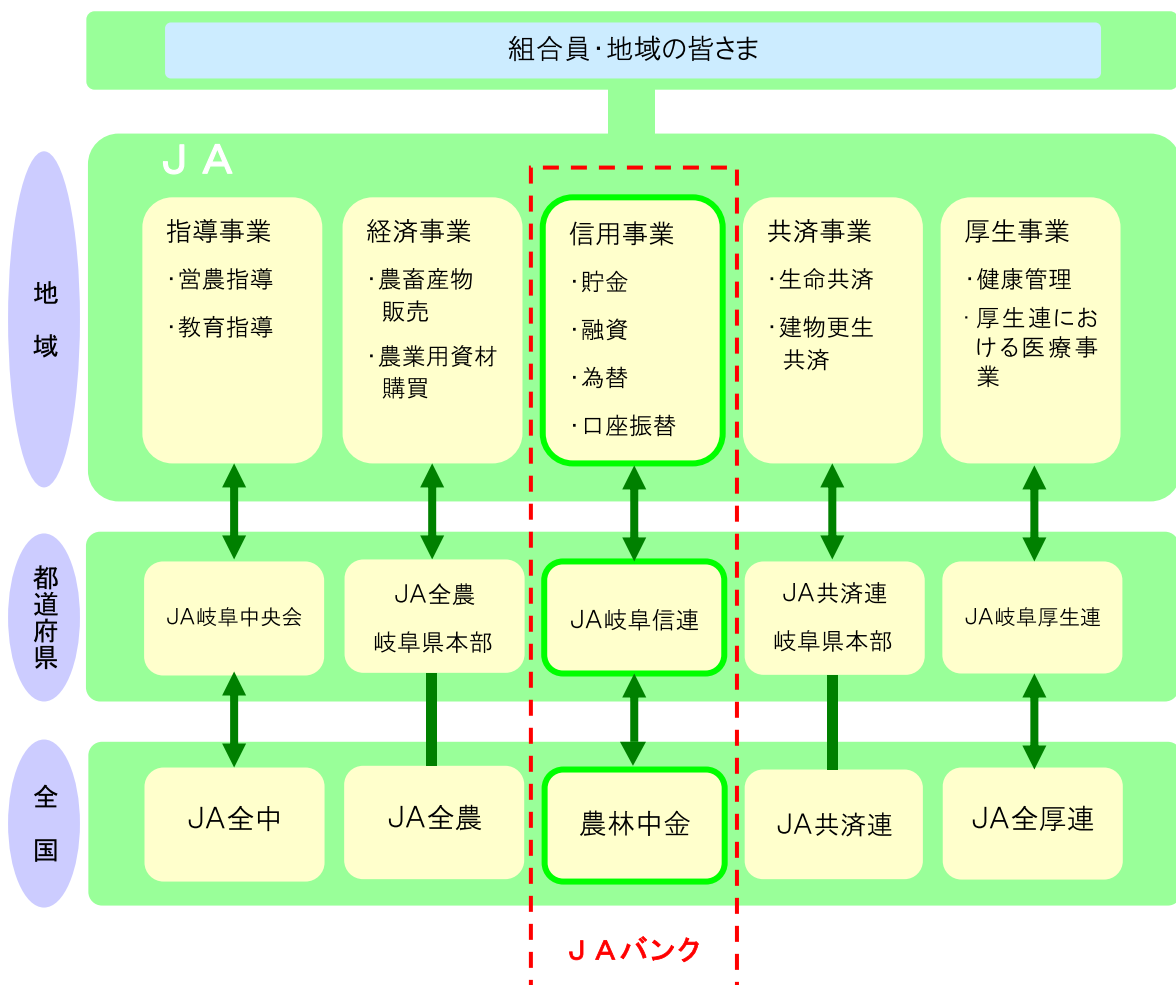
■ 当会の考え方

JAグループのしくみ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村等地域段階のJA、都道府県段階・全国段階の連合会組織で構成し、それぞれの機能分担のもと、信用事業のほか指導事業、経済事業、共済事業、厚生事業を展開しています。そして、この市町村段階から全国段階までの仕組みを系統組織(JAグループ)と呼んでいます。

また、JAバンクは、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)で構成するグループの総称であり、組合員・利用者の皆さまに便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員総意のもと「JAバンクシステム」を運営しています。

当会は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として、県内JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、農業を基盤とする金融機関・地域金融機関として、県内JAと一体となって、組合員、地域利用者および企業など、皆さまのお役に立つ金融サービスを提供できるよう努めています。



信頼性確保に向けた「JAバンクシステム」の確立

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かいお客さまとの接点を活かした金融サービスの充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っており、組合員・利用者の皆さまに、一層の安心と便利をお届けします。



JAバンクの「安心」

JAバンクでは、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するための独自の制度「破綻未然防止システム」を構築しています。具体的には、①個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などを行います。また、JA・信連・農林中金は貯金者等保護のための公的制度である貯金保険制度に加入しており、これらを通じて、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けします。

JAバンクの「便利」

JAバンクでは、普通貯金、定期貯金等各種貯金、住宅ローン、マイカーローン等各種ローン、JAのクレジットカード「JAカード」を取扱っています。

JAバンクは、全国約5,400店舗、約10,000台のATMのほか、全国の提携ATMでご利用いただけます。また、スマートフォンからアクセスするだけで、残高照会や振込・振替等のサービスが利用可能なスマートフォンアプリ「JAバンクアプリプラス」のほか、残高照会や明細照会等のサービスが利用可能なスマートフォンアプリ「JAバンクアプリ」もご用意しています。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

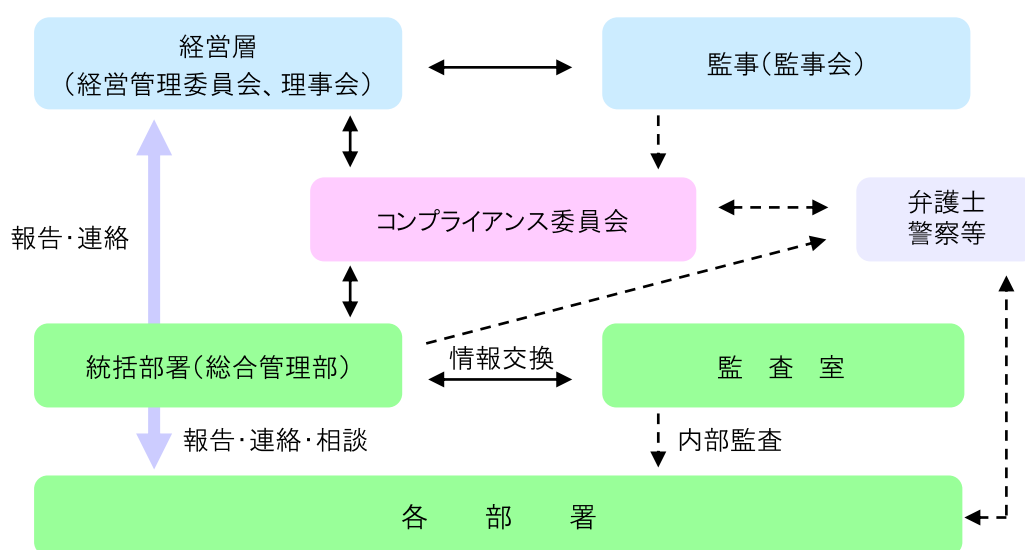
当会は、高い公共性を有し、相互扶助の理念に基づき、農業者および地域住民のための協同組織金融機関として、社会的責任と公共的使命を自覚し、農業の健全な発展、豊かな国民生活の実現および地域社会の繁栄に奉仕することを社会的使命としています。

このため、当会においては、金融機関として地域社会の負託にこたえ、揺るぎない信頼を確立していくため、①社会的責任と公共的使命の認識、②会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供、③法令やルールの厳格な遵守、④反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応、⑤透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実、⑥職員の人権の尊重等、⑦環境問題への取組み、⑧持続可能な社会貢献活動への取組みの8項目からなる倫理憲章を定め、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の確立を経営の重要課題のひとつとして位置付け、役職員一人ひとりが社会的責任と公共的使命を一層自覚し、各種法令を遵守することはもとより、各種規程・要領等を遵守し、業務に取り組んでいます。さらに、コンプライアンス運営がより具体的に反映されるよう、コンプライアンス・マニュアルを策定し、役職員に配布するとともに、各部署におけるコンプライアンス研修会の実施により周知徹底を図っています。

○コンプライアンス体制

当会のコンプライアンス体制は、会議体として経営管理委員会、理事会、コンプライアンス委員会を、また、コンプライアンス統括部署として総合管理部を位置づけ、各部署にはコンプライアンス責任者および担当者を配置し、それぞれが連携をとりながら誠実かつ公正な業務運営を遂行していくとともに、コンプライアンスを重視した組織風土の醸成に取り組んでいます。

コンプライアンス体制図



○コンプライアンス活動

コンプライアンス態勢の確立に向けた法令遵守の職場風土を確固たるものとするため、具体的な実践計画を明示したコンプライアンス・プログラムを策定し、役職員が一丸となってその実現に向け取り組んでいます。

倫理憲章

(信連の社会的責任と公共的使命の認識)

信連のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

(会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供)

「J Aバンクシステム」の一員として、会員等のニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「J Aバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下J A系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

(法令やルールの厳格な遵守)

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

(反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応)

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

(透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実)

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

(職員の人権の尊重等)

職員の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保する。

(環境問題への取組)

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(持続可能な社会貢献活動への取組)

信連が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組む。

内部統制基本方針

当会は、農業者の協同組織を基盤とした地域金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくため、経営管理態勢の構築を最重要課題の一つとして位置付けるとともに、社会規範、経営倫理、職業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を制定し、内部統制の適切な構築、運用に取り組んでいます。

内部統制基本方針

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、倫理憲章、コンプライアンス態勢運営要領等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、コンプライアンス委員会ならびにコンプライアンス統括部門を設置し、法令等の遵守態勢の実施状況を検証するとともに、法令等の遵守にかかる諸問題を協議する。
 - (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス関係部署に相談・情報提供できる内部通報制度を設置する。
 - (4) コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動等を計画的に実施する。
 - (5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
 - (6) 財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
 - (7) お客様本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客様本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
 - (3) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するため、適切なリスク管理を行うことを重要な経営課題と捉え、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスクマネジメント基本方針等を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて、統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められている要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (4) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスク資本を配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画および年度事業計画その他の業務の執行に関する計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため理事により構成される会議体を設置し、常例または随時の経営課題等、理事会の決議事項にかかる原案の検討等を行う。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 当会およびその子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理規程を定め、子会社より報告の徴求、監査の実施等を通じて業務の適正を確保する。
- (2) 円滑なグループ運営を図るため、当会と各子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、各子会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

6. 内部監査体制

- (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務および子会社を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施し、内部監査結果は理事会および経営管理委員会に報告する。
- (3) 内部監査部門は、監事および会計監査人と定期的に、および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

監事監査業務において、内部監査部門職員は監事の職務執行を補助し、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
- (2) コンプライアンス所管部門は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 内部監査部門は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- (5) コンプライアンス所管部門は、内部通報制度の運用状況を監事に報告する。

9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

10. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事はその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、監事監査規程等に定めのある事項を尊重する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、グループ会社管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会およびリスクマネジメント委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和7年度の運用状況は以下のとおりです。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、倫理憲章、役員の行動規範、コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス態勢運営要領を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め体制を整備するほか、県内JAに向けた研修会等対応支援等の取組みを実施しています。財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告にかかる基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っています。

また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っています。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしています。

また、「JAバンクの内部管理態勢構築にかかる指針」(サイバー攻撃への備え)を踏まえたサイバーセキュリティ対策にかかる体制の整備を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会は、リスクマネジメント基本方針を定め、理事会、ALM委員会およびリスクマネジメント委員会で定期的に協議・検討を行っています。

また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJAバンク業務継続要領および災害等対策規程等を定めています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および年度事業計画の進捗管理を理事会、ALM委員会および経営会議において定期的に検討・協議し実効性を図っています。

5. 当会およびその子会社における業務の適正を確保するための体制

各業務に係る諸規定を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。

また、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めています。

6. 内部監査体制

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告しています。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務執行を補助するため、監事監査業務において、内部監査部門職員は監事の指揮命令のもと、業務を行っています。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会、ALM委員会、リスクマネジメント委員会、危機対策委員会およびコンプライアンス委員会において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。

また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

法令違反・不正等に係る内部通報制度運営要領に、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しています。

10. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事の職務執行について生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしています。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を運営しています。

金融ADR制度への対応

○苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

店舗名	所在地	窓口	電話番号
本 所	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	総管理部	058-276-5111

(注) 受付時間 電話：午前9時 ～ 午後5時

ただし、金融機関の休業日を除く。

○紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、上記の窓口またはJAバンク相談所にて対応しています。

名 称	電話番号	受付日	受付時間
JAバンク相談所	03-6837-1359	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:00～17:00

(注) 電子メール等からもお問合せいただけますので、JAバンクホームページ内のJAバンク相談所のページ(<https://www.jabank.org/support/soudan/>)をご確認ください。

また、お客さまが外部の紛争解決機関を利用して紛争解決を図ることを希望される場合は、下記の弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

名 称	電話番号	受付日	受付時間
岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	058-265-0020	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:00～17:00
愛知県弁護士会紛争解決センター	052-203-1777	月～金(祝日、 年末年始を除く)	10:00～16:00

(注) お盆等が休日になる場合があります。詳しくは弁護士会にご確認ください。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報等を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、個人情報保護法、番号法、その他関係法令等に則り、以下のような個人情報保護方針を制定し、個人情報等の適正な取扱いに努めています。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

お客さまのためのお問合せ窓口

個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、下記の窓口までお申し出ください。

店舗名	所在地	窓口	電話番号
本 所	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	総管理部	058-276-5111

（注）受付時間 電話：午前9時 ～ 午後5時

ただし、金融機関の休業日を除く。

利用者保護等管理態勢

当会は、利用者の正当な利益の保護と利便の確保を目的として「利用者保護等管理方針」を策定し、利用者の利便性の向上に向け、継続的に取り組んでいます。

また、当会との取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理方針を定めて、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための態勢を整備し、その適切性、有効性を定期的に検証しています。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の皆様（利用者になろうとする方を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の皆様の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 当会は、利用者の皆様に対する取引（与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引をいう。）または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 当会は、利用者の皆様からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 当会は、利用者の皆様に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者の皆様への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針の概要

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- （１）お客様と当会との利益が相反する類型
- （２）当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- （１）対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- （２）対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- （３）対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- （４）その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- （１）当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- （２）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

農業者・中小企業等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでいます。

その取組みの一環として、金融円滑化にかかる基本方針を策定し、円滑な資金供給およびお客さまからのご相談等に、より一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

また、経営者保証(中小企業の経営者等による個人保証)については、経営者保証にかかる取組方針を策定し、合理的な保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして策定された「経営者保証に関するガイドライン」を遵守して取り扱うこととしています。

金融円滑化にかかる基本方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および岐阜県中小企業活性化協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換および連携に努めます。

6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
- (1) 理事会にて、金融円滑化にかかる対応を管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 資金調達・運用担当理事を「金融円滑化管理統括責任者」として、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

お客さまのためのご相談窓口

当会では、下記のご相談窓口を設置し、農業者や中小企業者等のお客さまからの各種ご相談に対応しています。

店舗名	所在地	窓口	電話番号
本 所	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	営業部	058-276-5171

(注) 受付時間 窓口:午前9時 ～ 午後3時30分、電話:午前9時 ～ 午後5時
ただし、金融機関の休業日を除く。

経営者保証にかかる取組方針

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施しております。

当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. ガイドラインを踏まえた当会の体制

- (1) 融資の相談・申し込み（お客さま）
- (2) 経営者保証に関するガイドラインの説明（営業部門）
- (3) 経営者保証の必要性を検討（営業部門・審査部門）
- (4) 経営者保証の要否にかかる説明（営業部門）
- (5) 保証契約の説明と保証意思確認（営業部門）※
- (6) 保証契約締結、融資実行（営業部門）※

※保証契約が必要な場合のみ

2. 経営者保証にかかる説明内容

(1) 保証契約締結の必要性の検討

以下の事項について確認を行い、どの部分が十分ではないため保証契約が必要となるのか、また、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのかについて、丁寧かつ具体的な説明に努めます。

- ア. 法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- イ. 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない
- ウ. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- エ. 法人から適時適切に財務情報等が提供されている
- オ. 経営者等から十分な物的担保の提供がある

(2) 適切な保証金額

主に以下の観点を総合的に勘案し、適切な保証金額の設定に努めます。

- ア. 資産および収益の状況、融資額
- イ. 信用状況、物的担保の設定状況
- ウ. 適時適切な情報開示姿勢等

(3) 既存の保証契約の見直し

既存の保証契約にかかる変更、解除等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性の検討を実施します。

(4) 経営者保証の履行

保証人の資産状況、経営者たる保証人の経営責任等を総合的に勘案し、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について決定します。

金融商品の勧誘方針

当会は、「金融サービスの提供に関する法律」の趣旨に則り、金融商品の販売にかかわる勧誘の基本姿勢を示した金融商品の勧誘方針を制定し、勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、利用者等の皆さまの立場に立った勧誘に努めています。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適切な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会は、協同組合組織として会員 J A との密接な連携のもと、効率的な組織機能を発揮することにより、金融事業を通して農業の振興および農家経済の安定・向上を図るとともに、地域社会の発展に貢献することを経営理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりませんが、本商品の組成を担う投資

運用会社は、プロダクトガバナンス（お客さまに良質な金融商品を提供するため、投資運用会社等が商品の組成や運用において適切な運営、モニタリング、品質管理を行うこと）の実効性が確保されていることを確認したうえで選定いたします。製販全体で会員・利用者の皆様の最善の利益を実現すべく、J Aバンク全体として、金融商品をご購入いただいた会員・利用者の皆様の属性や販売状況に関する情報などを投資運用会社へ提供するなど、密な情報連携を行います。【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）、補充原則 1～5 本文および（注）】

(2) お客さま本位の商品選定を実現するため、ファンド選定会議を開催し、農林中央金庫が示す系統投信窓販に係る全国選定商品の取扱いについて、ファンドの特色・リスク内容等を検討しています。【原則 2 本文および（注）、原則 6 本文および（注 2）】

(3) J Aバンクでは、いろいろな「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、商品数を絞ることで、お客さまにとっての選びやすさを重視し、長期投資に適していること、運用実績が良好であること、運用成績の再現性が認められていること、手数料が割安・良心的な水準であること、過度に分配金を捻出する商品ではないことを選定基準とした「J Aバンクセレクトファンド」をご用意しています。【原則 2 本文および（注）、原則 6 本文および（注 2、5）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 「資産運用ガイダンス」や「J Aバンク資産運用スタイル診断シート」を活用し、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売いたします。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品の特徴やリスク特性・手数料等の重要な事項について、「J Aバンクセレクトファンドマップ」やパンフレットを用いて分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、購入時手数料早見表を活用し、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

「利益相反管理方針」に基づき、利益相反の恐れのある取引を類型化したうえで特定し、統括部署にて管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証するなど、お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないよう、適切な管理を行います。【原則 3 本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) お客さま本位の業務運営を一段と高められるよう、職員への研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成します。【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

(2) ライフプランに対する資産形成・資産運用ニーズに応じたご提案を行い、組合員・利用者の豊かなくらしの実現を目指す J A の取組を強化するため、資産形成サポートチームを設置し、J A を支援する態勢を構築しています。【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応態勢

マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について、以下のような「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定し、当会の特性に応じた態勢整備、対応に取り組んでいます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1. 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

3. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

4. 当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

5. 当会は、警察、公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

貸出運営

当会は、県内JAにお預けいただいた皆さまの貯金をもとに、農業振興と地域社会の活性化に貢献することを念頭に置き、農業者、農業生産法人、農業関係団体、企業ならびに地域の皆さまの資金ニーズにお応えできるよう融資業務を行っています。

そのため、農業法人等の地域農業の担い手に対して、高度で専門的な金融サービスの提供や相談機能の拡充に努めるとともに、地域産業を担う中小企業等には、経済状況に応じ、機動的かつ柔軟な対応に努めています。

さらには、地域金融機関として、県産農畜産物の消費拡大に資する金融・非金融サービスの提供を通じた地域経済への貢献など、農業生産・生活の場である農村・地域の基盤を守るための取組みを行っています。

また、県や公社に対しても必要な資金の融資を行い、地域振興・整備に携わっています。

(株)日本政策金融公庫等の受託貸付業務については、各JAならびに関係機関との連携を密にしながら、積極的に取り組んでいます。

なお、個々の融資につきましては、事業計画や資金使途の妥当性を十分に検討する等、貸出運営の健全性確保に努めるとともに、経営改善支援などにも取り組んでいます。

リスク管理の態勢

金融機関の業務が多様化・複雑化するなかで、直面する様々なリスク(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)を統一的な手法で計量化し、その総量が自己資本等の経営体力に収まるよう管理する統合的リスク管理の考え方のもと、経営全体としての安定性・健全性を確保するとともに、限られた資本を有効に活用し、経営の効率性や収益性を高めていくことが重要となっています。

このような状況のなか、経営の健全性を維持し、社会における揺るぎない信頼性を確保するうえで、適切なリスク管理を行うことが経営の最重要課題と位置づけ、「リスク管理を進めるうえでは、個別のリスク管理にとどまらず、直面する様々な特性を持つ諸リスク全てを網羅的に把握し、一貫した統制のフレームワークの下で管理を遂行することが必要である。」との認識に立ち、「リスクマネジメント基本方針」をはじめ、「規制資本管理規程」「経済資本管理規程」等の諸規程を制定し、様々なリスクを統合的に管理するリスクマネジメント態勢の整備・実施に取り組んでいます。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、金融サービスの濫用防止対策(マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当会では当該対策を重要課題の1つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

○経営会議

経営方針ならびに経営戦略の策定のほか、リスク管理方針の策定や総合的なリスク情報の把握・検討等経営全般の基本的事項を構築する機関です。

○コンプライアンス委員会

コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進・進捗管理等に関する検討・審議を行う機関です。

○リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント基本方針に基づき、経営が抱えるリスクの実態把握および分析を実施するほか、リスク限度額の決定、過度なリスクテイクに対するチェック機能を果たす機関です。

○危機対策委員会

大規模・広域的な自然災害、コンピュータシステムの大規模な障害等にかかる非常事態の発生に備え、施設等の安全ならびに業務の維持を図るため適切な対策を検討するとともに、当会の有するシステムが抱えるリスクの実態把握および分析を行う機関です。

○ALM委員会

経済・金融の見通しを踏まえた金利予測を前提に、資産と負債のオン・オフバランスを総合的に管理し、財務の健全性維持と収益力強化のバランスを図りつつ、経営戦略を立案する機関です。

○審査体制

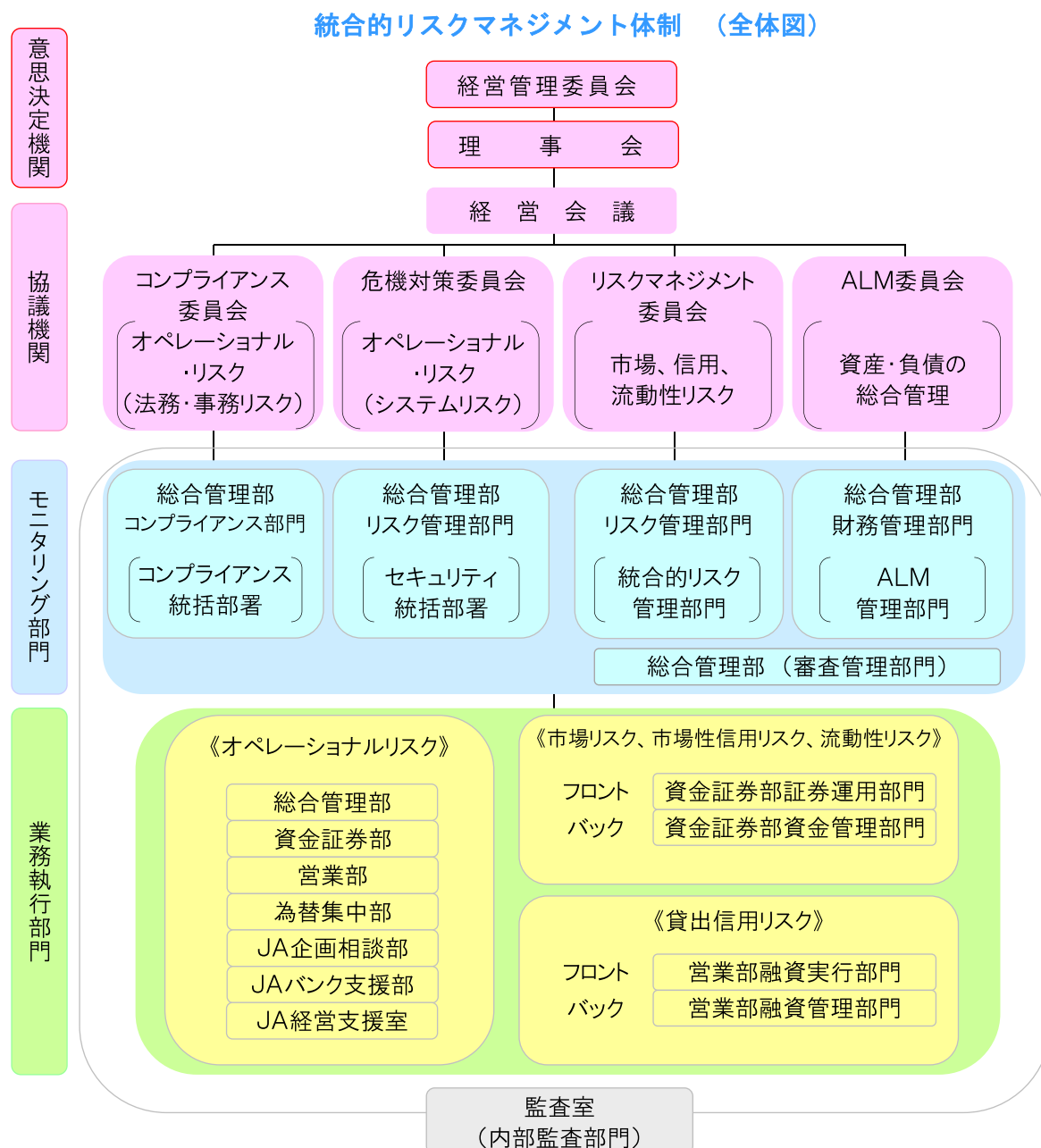
業務執行を行う融資部門から独立した部署である総合管理部審査管理部門において、信用リスク管理を行っています。

○監査体制

組織代表監事2名、員外監事1名ならびに常勤監事1名による監事監査のほか、監査室において、定例監査、特別監査等による内部監査を実施し、業務運営体制の健全性を検証しています。

○資産の自己査定

自己査定規程に基づく自己査定結果を総合管理部審査管理部門において検証し、リスクマネジメント委員会の検討を経て経営管理委員会等に報告することとしています。



○統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めてそれぞれのリスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことです。

当会では、リスクマネジメント基本方針のもと、リスクの一方的な抑制ばかりではなく経営としての収益性も念頭に置き、双方のバランスのとれたコントロールを目指す統合的リスク管理の運営を行っています。

具体的には、規制資本管理・経済資本管理をリスク管理の中心に据え、計量化の可能な市場リスク管理・信用リスク管理・流動性リスク管理方針に基づくモニタリングおよび経営層への報告を行うとともに、リスク顕在化時には適切な対応を行うことに努めています。

また、現行リスクマネジメント態勢の限界および弱点を認識し、より高度なリスクマネジメント態勢の構築に向けた取組みを行っています。

規制資本管理

農業協同組合法第11条の2に規定されている経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づく規制資本管理を実施しています。

規制資本管理にあたっては、自己資本比率を算出するうえで必要な各システムのデータ整備を時点ごとに適正に行い、正確な自己資本比率の把握に努めるとともに、警戒水準自己資本比率にかかるモニタリング・報告ならびにリスク顕在化を未然に防ぐために必要な分子項目・分母項目の管理を行うことにより、適切な水準の自己資本比率を維持し、健全性を確保することに努めています。

経済資本管理

自己資本をベースとする経営体力に見合う範囲でリスクテイクを行うことによって経営の健全性を確保し、同時にリスク・リターン特性を踏まえた資産運用を行うことにより、収益性・効率性の向上を目指す経済資本管理を実施しています。

経済資本管理にあたっては、自己資本額のうち規制資本管理上必要となる部分(規制資本)以外の配賦可能資本を、各フロント部門が所管する市場リスクならびに信用リスクについて配賦し、リスクテイクが配賦枠内で行われているかモニタリングを行うとともに、配賦枠に対し超過する場合および経済資本上の再配賦余力が低下し全体のリスク許容のバッファが低下する可能性が高い場合は、必要に応じて適切な対応策を実行することにより、健全性を確保することに努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債(オフバランス資産・負債を含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当会にとって市場リスクは極めて重要な収益源であり、経済資本管理において配賦される経済資本の範囲内においてリスクテイクを行うことにより、リスクバランスを考慮した効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

また、ミドル部門とフロント部門における牽制体制のもと、リスクを早期に把握するため、ポジション枠の遵守状況ならびに評価損益管理にかかる各種アラームポイント等にかかるモニタリング・報告を行い、許容水準以上に市場リスクが顕在化することを未然に防ぐための適切なリスク管理を実施しています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。

当会にとって信用リスクは極めて重要な収益源であり、経済資本管理において配賦される経済資本の範囲内においてリスクテイクを行うことにより、リスクバランスに配慮した効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

また、ミドル部門とフロント部門における牽制体制のもと、各種限度額の遵守状況ならびに格付別・業種別の与信分布状況および個別与信先の信用状況にかかるモニタリング・報告を行うことにより、信用エクスポージャーの保全管理に努めています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができない、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)および運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)のことです。

当会にとって流動性リスクを管理することは極めて重要であり、適切な内部管理体制のもと、市場ポートフォリオ運営における投資商品ごとの市場流動性リスクの検証ならびに資金繰り状況について定期的に検証を実施し適切なモニタリング・報告を行うことにより、流動性リスクが顕在化することを未然に防止することに努めています。

SDGsへの取組

— SDGsへの取組について —

当会は昭和23年の設立以来、「経営理念」に立脚し、地域農業の振興および地域社会の発展への貢献を存在意義として事業活動に注力するとともに、「倫理憲章」に基づく健全かつ公正な事業運営、人権に配慮した職場環境の構築、資源の効率利用や廃棄物の削減、金融機能不正利用への対策等に取り組んでいます。

これら当会の理念は、2015年に国連サミットにて採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」と多くの価値観を共有しています。

JA岐阜信連は、国連が提唱する「SDGs(持続可能な開発目標)」の理念に賛同し、JAとともに、持続可能な農業・地域社会および地球環境の保全を実現することで、2030年のSDGs達成に貢献します。

〈食料・農業事業分野〉



- ・農業金融応援プロジェクト
- ・他団体との連携
- ・農業資金(農業者向け融資)
- ・金融支援(利子補給等)
- ・出資(ファンド)
- ・新規就農支援
- ・棚田保全活動

〈農業と地域の橋渡し〉



- ・「食と農」を意識した広報・PR
- ・担い手農業者向けセミナー
- ・食農教育応援事業にかかる取組
- ・学校給食地産地消推進事業支援

〈地域・くらし事業分野〉



- ・移動店舗車の導入
- ・反社会的勢力等との取引排除
- ・特殊詐欺・フィッシング詐欺等の未然防止
- ・ATM 特殊詐欺対策
- ・岐阜県警と「犯罪被害防止に関する協定」を締結
- ・ピンクリボン運動
- ・JAバンク子育て応援プラン
- ・JAバンク消防団水防団応援プラン
- ・地域スポーツ活動等に協賛
- ・年金友の会スポーツ大会
- ・高校生向け金融教育

〈当会〉



- ・人材育成
- ・サステナビリティ
ワーキンググループの設置
- ・働きやすい職場環境への取組

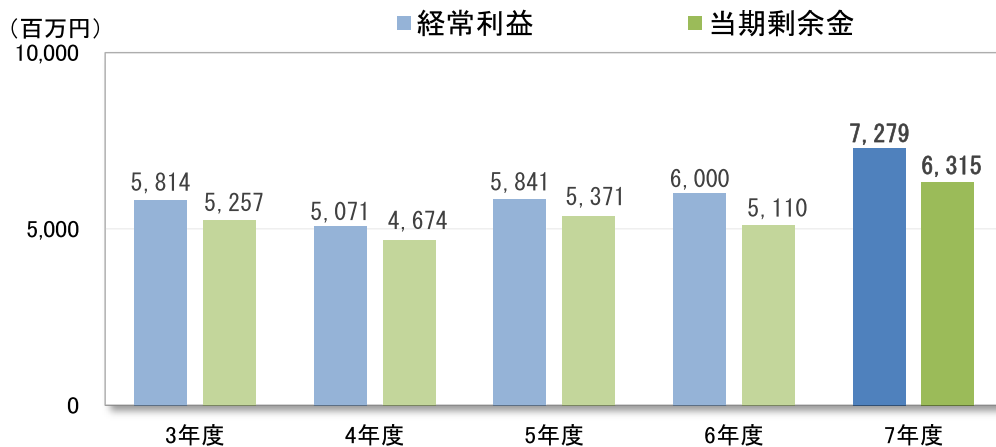


- ・TCFD提言に基づく情報開示
〈令和12年度までの目標〉
CO₂排出量46%削減
サステナブル投融資
新規実行累計額500億円
- ・ぎふ清流 Green でんきの導入

SDGsへのそれぞれの取組は34ページ以降に記載しています。

業績

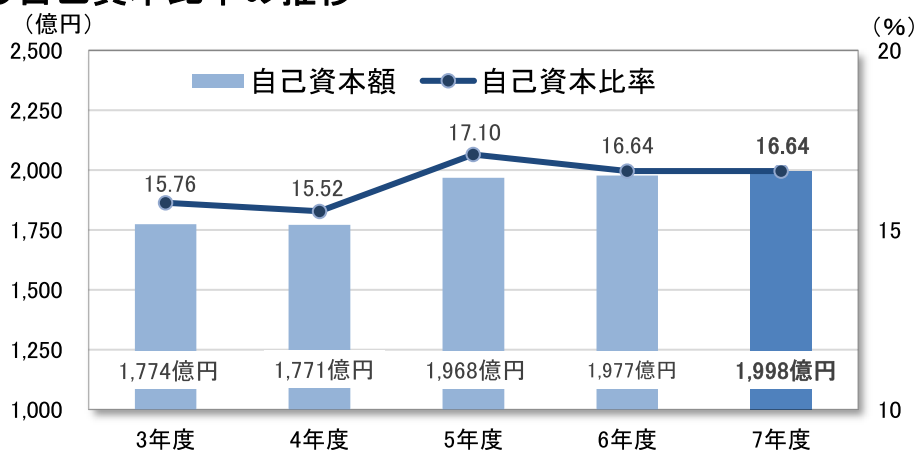
○損益の推移



損益の状況

効率的な資金運用に努めた結果、経常利益は72億円、当期剰余金は63億円となりました。

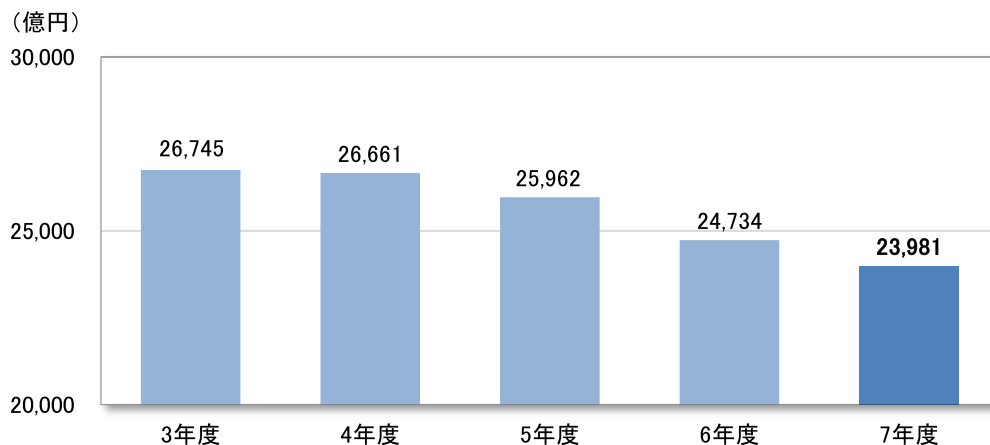
○自己資本比率の推移



自己資本比率

株式等のリスク・ウェイト上昇に伴いリスク・アセット額が増加したものの、利益剰余金を積増したことにより、自己資本比率は前期比横ばいの16.64%となりました。

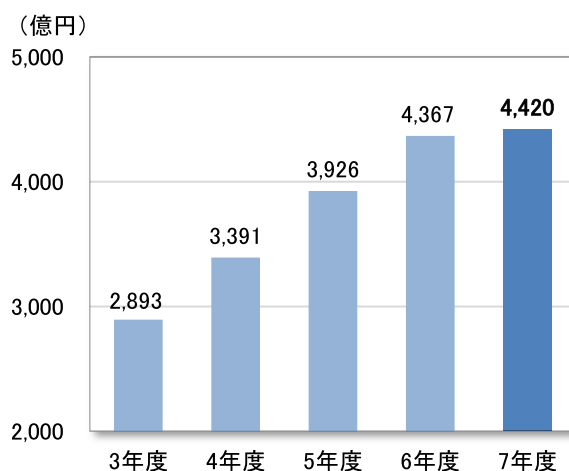
○貯金残高の推移



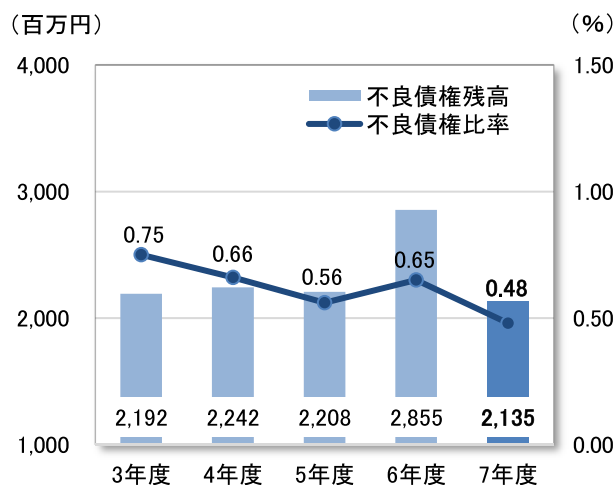
調 達 (貯金)

県内JA、連合会および法人より資金をお預かりしています。貯金残高は期中753億円減少し、期末残高は2兆3,981億円となりました。

○貸出金残高の推移



○不良債権残高・比率の推移



運 用 (貸出金、余裕金)

貸出金については、農業のメインバンクとして、農業所得増大と地域活性化への貢献がより一層求められるなか、農業関連企業を中心に融資業務推進に注力した結果、貸出金残高は期中53億円増加し、期末残高は4,420億円となりました。

なお、不良債権比率については、危険債権の減少等により前期比0.17ポイント減少の0.48%となりました。

余裕金については、市場リスクおよび流動性リスクを踏まえ、効率運用に取り組んだ結果、預け金の期末残高は1兆3,943億円、有価証券(金銭の信託を含む)の期末残高は7,118億円となりました。

■ JAバンク自己改革の取組

第32回岐阜県JA大会にて、「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力の発揮」を取組みの基本方針とし、「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」、「食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献」、「持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化」への取組みを決議しました。

これを受け、当会は「岐阜県JAバンク中期戦略(2025～2027年度)」を策定し、JAバンク基本方針に定める「総合的戦略」に基づき、総合事業性を活かした金融仲介機能を発揮し、組合員・利用者がつながり続けたいと感じるJAバンクを目指す「つながり強化戦略」に取り組むこととしました。

I 次世代につなぐ持続可能な農業の実現

担い手経営体への経営支援や、次世代総点検運動の実践を通じた次世代の担い手経営体等の確保・支援とともに、安全・安心で環境に配慮した農業の推進に取り組む。

また、農業者の所得増大の実現を図り、次世代につなぐ持続可能な農業を実現する。

II 食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献

食と農を支える仲間づくりを進めることで組合員・地域住民とJAとの関係強化を図り、活動や事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現と地域社会の活性化に貢献する。

また、適切な情報発信により、食・農・JAにかかる理解醸成を図る。

III 持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化

JAの総合事業経営にかかるサービスを提供できるよう、成長・効率化に向けた取り組みを実践し、持続可能な収益性及び将来にわたる健全性を確保する。

また、適切な内部統制を構築・運用することにより、持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化を図る。

さらに、組合員と地域を支える人材の育成に取り組む。

県内を中心とした地域住民・消費者に、「食」「農」および「JA」に関する情報を広く知っていたくため、当会および岐阜県JAグループは「JAと一緒に食料・農業・地域社会を守ろう」と題し、JAが事業や活動を通じて地域社会に貢献していること等を、中日新聞・岐阜新聞で紹介しました。

JAと一緒に食料・農業・地域社会を守ろう Vol.3

地産地消はなぜ大切なの!?

岐阜県内のJAではそれぞれの地域特性を活かした農産物が盛められており、地産地消は、新鮮で安全な食料を消費者に届けるだけでなく、地域の活性化、環境負荷の軽減、そして生産者と消費者の間の関係づくりにもつながっています。今、食料・農業・地域社会を守るために県内のJAが行っている具体的な取り組みをご紹介します。

JAにしみの

女性部の出前授業で豆腐作り

食農教育で栽培・収穫・加工を体験

JAにしみの女性部は、地域の子どもたちに食料の大切さを伝えるため、豆腐作り体験授業を開催しました。子どもたちは、大豆の育て方から収穫、そして豆腐の作り方を学びました。最後には、自分で作った豆腐を使った料理を堪能しました。

JAぎふ

農産物独自栽培基準「ぎふ丸」の野菜が人気

「ぎふ丸」の野菜が人気

JAぎふは、独自の栽培基準「ぎふ丸」に基づき、安全で安心な野菜を栽培しています。この基準は、農薬の使用量を厳格に制限し、自然の力を最大限に活かすことで、消費者に安全な野菜を提供しています。

JAいび川

サツマイモの産地化を目指し新商品「手けんび」を開発販売

サツマイモの産地化を目指し新商品「手けんび」を開発販売

JAいび川は、サツマイモの産地化を目指し、新商品「手けんび」を開発・販売しています。これは、サツマイモの皮を剥いた状態で提供される商品で、調理が簡単で、子どもにも人気です。

JAめくみの

八百津町内の資源を活用した特色ある農産物作り

八百津町内の資源を活用した特色ある農産物作り

JAめくみは、八百津町内の資源を活用し、特色ある農産物を作っています。例えば、町内の水田を活用して、高品質の米を栽培しています。

JAひがしみの

「地産地消の店」認証制度

「地産地消の店」認証制度

JAひがしみは、「地産地消の店」認証制度を導入しています。これは、地元産品を積極的に取り扱う店舗に認証を与えることで、消費者に安全で安心な食料を提供することを促しています。

JAとうと

新たな特産品へにんにく栽培の展開

新たな特産品へにんにく栽培の展開

JAとうとは、新たな特産品としてにんにく栽培を展開しています。これは、地域の気候と土壌に合った作物で、消費者に新鮮なにんにくを提供しています。

JAひだ

子育て支援「大地のめぐみ サマーフェスティバル」

子育て支援「大地のめぐみ サマーフェスティバル」

JAひだは、子育て支援として「大地のめぐみ サマーフェスティバル」を開催しています。これは、子どもたちが自然と食料に触れ、楽しむためのイベントです。

岐阜県JAグループ JAぎふ / JAにしみの / JAいび川 / JAめくみの / JAとうと / JAひがしみの / JAひだ

「JAと一緒に食料・農業・地域社会を守ろう Vol.3（令和8年1月9日）」



■ 地域貢献情報

当会は、県内を事業区域として、県内のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業を基盤とする金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。その資金を、資金を必要とする農家組合員の皆さまや、JA・農業に関連する企業・団体のほか、地方公共団体および県内に事務所を置く一般企業等にもご利用いただいています。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

地域からの資金調達の状況

貯金残高(譲渡性貯金含む)

令和8年3月末

(単位:百万円)

資 格	残 高
正 会 員	2, 376, 526
准 会 員	10, 063
正会員の組合員	82
地方公共団体	359
そ の 他	11, 078
合 計	2, 398, 111

県内JA等会員、地方公共団体および関係団体より2兆3, 870億円をお預かりしており、貯金全体に占める割合は、99. 5%となっています。

地域への資金供給の状況

貸出金残高

令和8年3月末

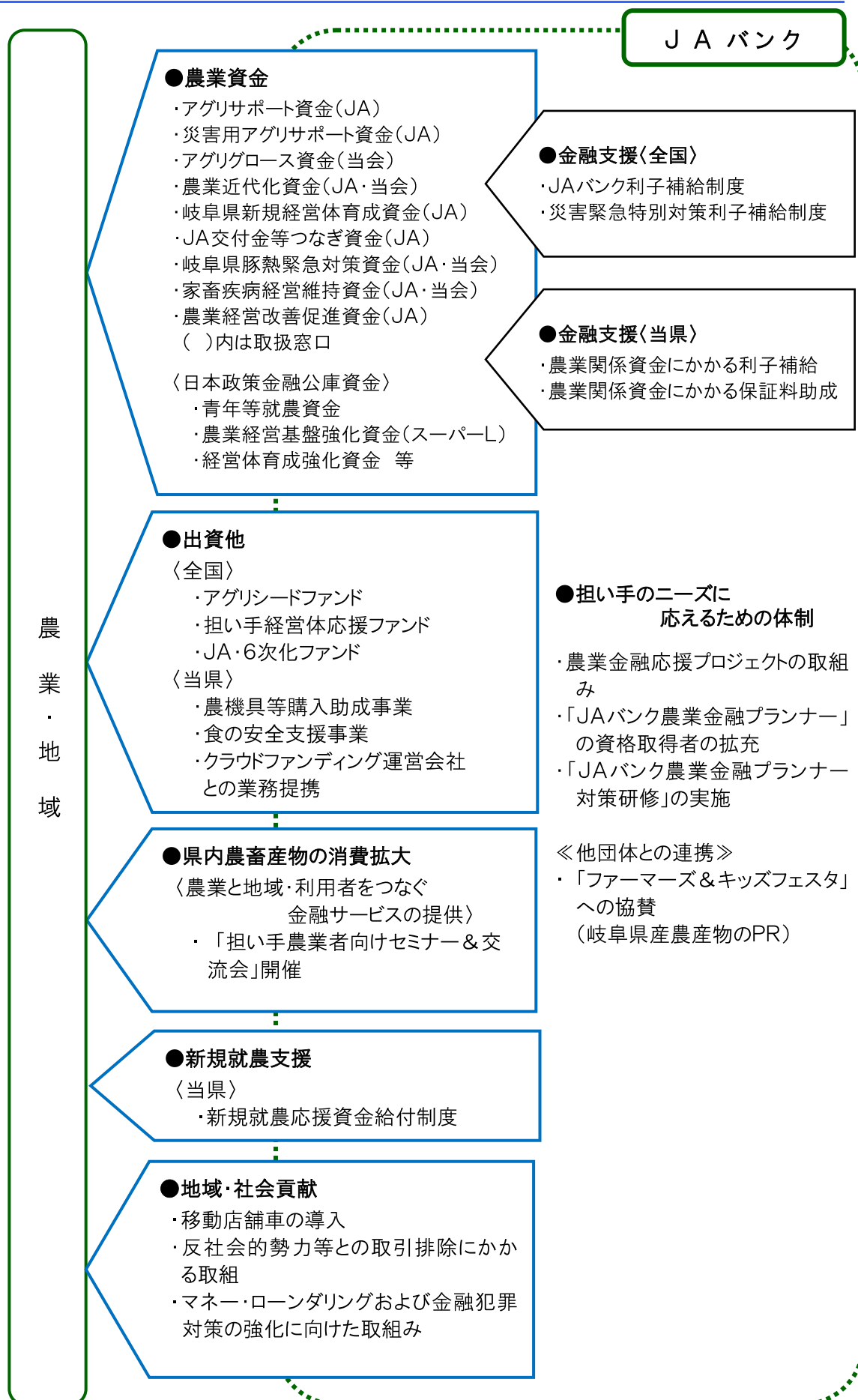
(単位:百万円)

資 格	残 高
正 会 員	20, 135
准 会 員	39
正会員の組合員	364
地方公共団体	1, 218
そ の 他	420, 320
合 計	442, 078

令和8年3月末現在貸出金残高は4, 420億円で、そのうち会員向け資金は205億円、地方公共団体向け資金は12億円となっています。

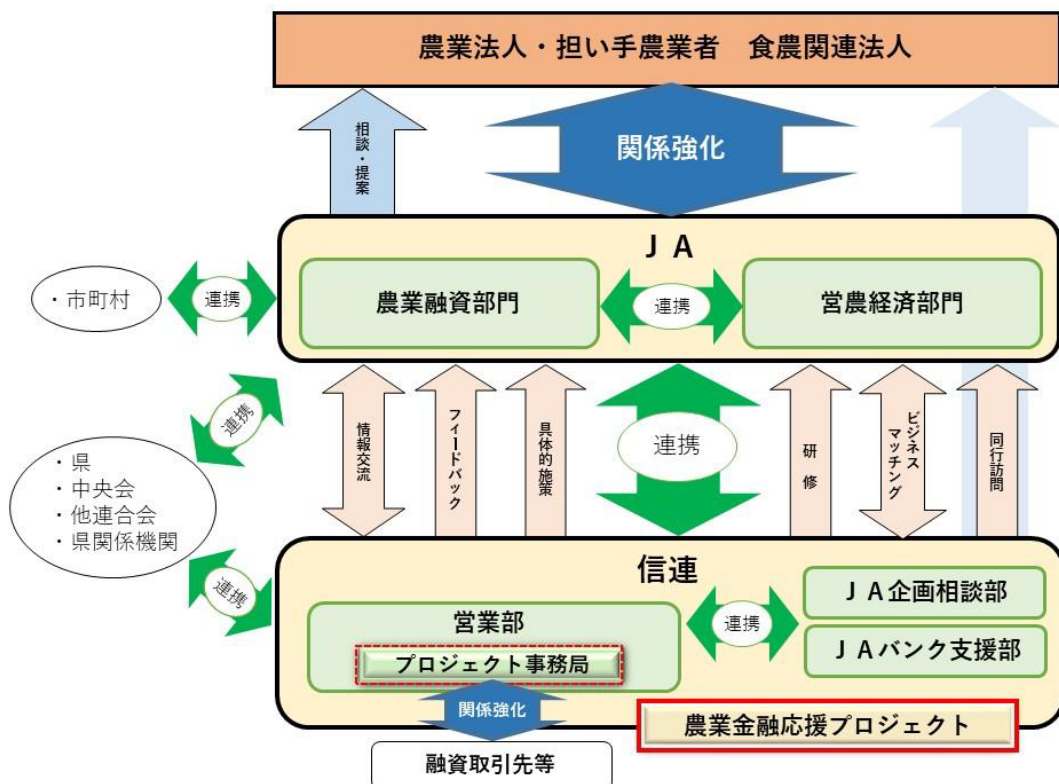
また、その他のうち、県内に事務所を置く一般企業向け資金は 2, 405億円となっており、貸出金全体に占める割合は54. 4%となっています。

農業者等の経営支援および地域密着型金融への取組



○農業金融応援プロジェクトの取組

当会では、岐阜県JAバンク中期戦略における具体的取組事項の実施ならびに農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資などに向けた中長期的な戦略の策定を担うことを目的として、「農業金融応援プロジェクト」を設置しています。



「農業金融応援プロジェクト」では、JAと農業法人・担い手農業者等との関係強化を図るため、JA担当者との同行訪問の実施、担い手農業者等の資金ニーズの掘り起こしを目的としたJA営農・経済部門等との連携強化にかかる支援を行うとともに、県・中央会・他連合会・諸団体等との連携を図り、担い手農業者等の農業所得増大ならびに事業推進目標達成に向けた支援を行っています。

また、担い手農業者等の資金需要に幅広く対応するため、日本政策金融公庫との連携強化にも努めています。

○他団体との連携

農業関係団体との連携の取組みとして、当会は、岐阜県農業法人協会、岐阜県中央会および農林中央金庫と、県内農業法人に対する金融支援強化、経営支援ならびに県内農業の更なる発展を目的とした「包括的なパートナーシップ協定に関する覚書」を締結しています。

令和7年度においては、東京・代々木公園にて「ファーマーズ&キッズフェスタ2026」が開催され、当会および農林中央金庫協力のもと、岐阜県農業法人協会が子ども向け体験イベントおよび岐阜県産農産物の販売ブースを出展しました。

【ファーマーズ&キッズフェスタ2026】



○人材育成

多様化する農業者の金融ニーズに応えるため、JA職員短期実践研修の一環として「農業融資実践研修」を実施するとともに、JAバンク独自の農業融資資格制度である「JAバンク農業金融プランナー」の資格取得を奨励しています。

JAバンク農業金融プランナー	JA	信連	計
令和8年4月時点	206人	81人	287人

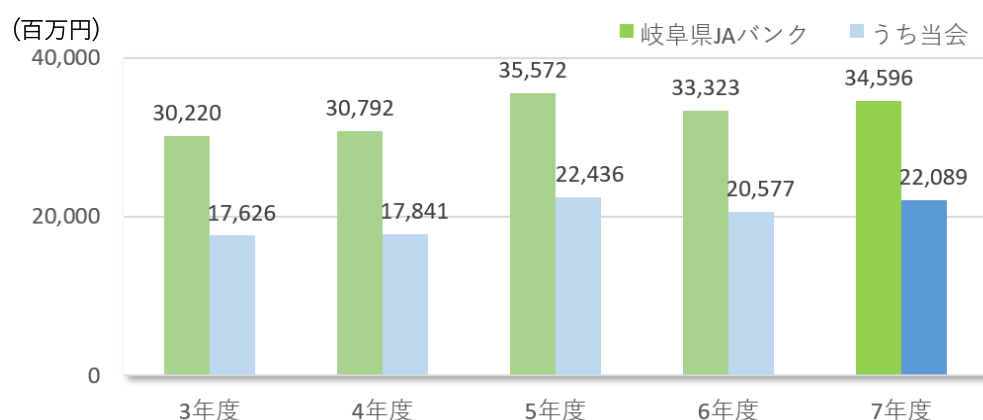
主な農業資金



県の制度資金である農業近代化資金をはじめ、農業経営に必要な設備資金や運転資金に対応するアグリサポート資金、農業生産および農産物の加工・流通・販売等に対応するアグリグロース資金等をご用意しています。

また、岐阜県等と連携し、大口の初期投資を必要とする畜産農家等の新規就農者に対する資金として、県の制度資金である岐阜県新規経営体育成資金の取扱いを行っています。

○農業融資残高の推移



※残高は、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

○新規実行推移

商品名	県内JAおよび当会での取扱い				資金の内容
	窓口	年度	件数	実行金額	
アグリグロース 資金	当会	5年度	23件	648百万円	農業生産および農産物の加工・流通・販売等に関する設備資金および運転資金
		6年度	22件	566百万円	
		7年度	35件	1,176百万円	
アグリサポート 資金	JA	5年度	542件	2,317百万円	農業経営等に必要な設備資金および運転資金
		6年度	590件	2,705百万円	
		7年度	633件	2,676百万円	

○日本政策金融公庫受託貸付金新規実行推移

受託貸付金	件数	実行金額 (うち青年等就農資金)
5年度	74件	297百万円 (227百万円)
6年度	27件	116百万円 (109百万円)
7年度	31件	89百万円 (77百万円)

取扱資金

青年等就農資金、農業経営基盤強化資金(スーパーL)、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金等



○利子補給・保証料助成

当会では、厳しい経営環境に直面する多様な農業の担い手に対し、農業経営の安定化・効率化を支援することを目的として、全国企画である「JAバンク利子補給制度」とは別に、農業関連資金にかかる利子補給を実施し、低利資金の融通による借入負担の一部軽減を行っています。

また、農業担い手育成・確保の観点から、JAが取扱う農業資金の借入者が負担する岐阜県農業信用基金協会の保証料を助成し、次代を担う農業の担い手を支援しています。

利子補給	件数				
	アグリサポート資金	農業経営改善支援資金	令和3年農家経営安定特別対策資金	生産資材の価格高騰に対する特別対策資金	生産資材の価格高騰等に対する特別対策資金
5年度	2,781件	8件	7件	146件	33件
6年度	2,772件	8件	4件	138件	53件
7年度	2,786件	8件	4件	129件	52件

対象資金 アグリサポート資金、災害用アグリサポート資金、農業経営改善支援資金、令和3年農家経営安定特別対策資金、生産資材の価格高騰に対する特別対策資金、生産資材の価格高騰等に対する特別対策資金

保証料助成	件数
5年度	641件
6年度	605件
7年度	639件

対象資金 岐阜県新規経営体育成資金、農業近代化資金、アグリサポート資金、災害用アグリサポート資金、岐阜県豚熱緊急対策資金、家畜疾病経営維持資金

金融支援(全国企画)



平成27年1月より「JAバンク利子補給制度」を実施し、低利にて資金融通することにより、農業経営の安定化・効率化に向け支援しています。

なお、本制度については、平成31年3月をもって新規募集を終了しておりましたが、令和5年4月より再開しています。

さらに、大規模な自然災害等の発生時の緊急対策として、JAが資金対応する災害用アグリサポート資金を対象に、令和3年1月より「災害緊急特別対策利子補給制度」を導入し、自然災害等による影響を受けた農業者・農業法人等に対して、低利にて資金融通することにより、農業経営をバックアップしています。

対象資金 アグリサポート資金、災害用アグリサポート資金、アグリグロース資金、農業近代化資金、農業経営改善促進資金、生産資材の価格高騰に対する特別対策資金、生産資材の価格高騰等に対する特別対策資金等

出資他



○出資

岐阜県JAバンクでは、農業法人の資金調達手段の一つとして、下表のファンドを取扱っており、長期的な視野に立って、支援に取り組んでいます。

ファンド	アグリシードファンド	担い手経営体応援ファンド	JA・6次化ファンド
取扱機関	アグリビジネス投資育成(株)		農林水産業協同投資(株)
投資対象	農業法人・農業関連法人		6次産業化認定事業体
投資金額	10百万円以下 (出資上限比率50%)	10百万円超 500百万円以下 (出資上限比率50%)	出資上限比率50%
期間(原則)	10年	15年	10年
特徴	資本過小ながらも技術力のある地域の中核的な農業法人を対象	地域農業の担い手となる大規模農業法人を対象	6次産業化に積極的な事業体を対象
実績累計	5件・35百万円	1件・39百万円	—

○農機具等購入助成事業

地域の中核となる担い手農業者等の経営支援を目的として、県内の農業法人および集落営農組織等を対象に、農機具等購入にかかる費用の一部助成を行いました。

購入助成	件数	金額
5年度	167件	114百万円
6年度	185件	125百万円
7年度	181件	89百万円

○食の安全支援事業

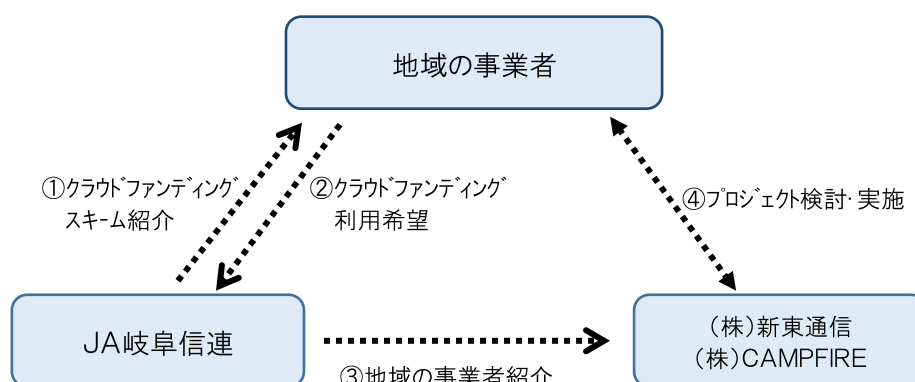
県内農畜産物の安全確保・品質向上による販売力強化を目的として、担い手農業者等が取り組む「GAP(農業生産工程管理)認証」の取得・維持にかかる費用の一部助成を行いました。

助成	GLOBAL GAP		J GAP		ASIA GAP	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
5年度	—	—	2件	366千円	—	—
6年度	—	—	1件	200千円	—	—
7年度	—	—	4件	759千円	—	—

○クラウドファンディング運営会社との業務提携

県内農業法人をはじめとする地域事業者の皆さまの商品開発、販路開拓等の支援を目的として、購入型クラウドファンディングサイトを運営する株式会社新東通信と業務提携し、同社が運営するクラウドファンディングサイト「夢チューブ」および、事業パートナーを務める「未来ショッピング」等を活用したクラウドファンディングの利用を紹介しています。

また、令和4年6月には、新たに株式会社CAMPFIREと業務提携を結び、県内農業の更なる発展ならびに地域経済の活性化に向けた取組みを積極的に推進しています。



※クラウドファンディングとは

インターネットを通じて、新商品等のアイデアに対し共感を得た不特定多数の方々から、そのアイデアの実現に必要な資金を募る仕組みです。資金調達以外にも、販路拡大およびマーケティングとしての活用も期待されています。

○担い手農業者向けセミナーの開催

担い手農業者の生産性向上および販路拡大の支援を目的として、岐阜県および(株)十六銀行との共催により、令和7年12月19日(第1弾)と令和8年3月4日(第2弾)に開催しました。

第1弾は、「①A I・自動化の潮流と重要性」、「②ネットショップ運営の仕組みづくり」をテーマに、(株)クイテン 代表取締役 豊吉氏と(株)Sync8 代表取締役 CEO 吉田氏を講師として招きました。



第1弾の様子



第2弾の様子

第2弾は、「SNSによるブランド構築とファンづくり」をテーマに、関市で農業を営む「たわらファーム」川村氏を講師に招きました。

また、講演会終了後には、担い手農業者と食品関連事業者等とのビジネスマッチング機会の創出を目的とした交流会を開催し、参加者間で活発な交流が行われました。

新規就農支援

平成28年4月より、就農意欲の喚起と就農後の農家経営の安定を図ることを目的として、岐阜県JAグループの担い手育成事業にかかる研修を修了した新規就農者を対象に、農業経営開始直後の営農をサポートするための資金を給付する「新規就農応援資金給付制度」を実施しています。

給付制度累計	人数	金額
5年度	29名	3,040千円
6年度	21名	2,160千円
7年度	20名	1,900千円

○移動店舗車の導入

岐阜県JAバンクでは、平成29年度より移動店舗車を導入しています。

移動店舗車では、当座性貯金の入出金、定期性貯金の受入、公共料金・税金納付等の業務等を行っており、令和8年7月現在、3JAにおいて5台運行しています。

また、大規模災害発生時には、移動店舗を被災地に派遣し、被災JAの支援を行うこととしています。



マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対策の強化に向けた取組等

特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等の金融犯罪が増加し、その手法や手口が巧妙化・高度化するなか、マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対策の強化は、金融機関が取り組まなければならない重要な課題であり、信用事業を営む当会の責務であると認識しています。

こうした認識のもと、利用者の皆さまの大切な財産をお守りするため、マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対策の強化を経営戦略上の最重要課題と位置づけ、JA・当会・農林中央金庫が一体となり、岐阜県警とも連携し、様々な取組みを進めています。

○反社会的勢力等との取引排除にかかる取組

平成4年3月に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が施行され、暴力団を社会から排除し、国民の生活の安全と平穏を確保するため、国をあげて暴力団の根絶に取組んでいるところであり、行政と民間とが一体となって暴力団をはじめあらゆる暴力を排除していこうとする県民の総意に基づいて設立された「公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター」の賛助会員として反社会的勢力等排除に向けた活動を続けています。

○岐阜県警と「犯罪被害防止に関する協定」を締結

岐阜県における特殊詐欺等の発生件数が増加傾向にあるなか、岐阜県JAバンクと岐阜県警の連携強化を図るため、令和7年4月22日に以下の内容に基づく「犯罪被害防止に関する協定」を締結しました。

- ・岐阜県JAバンクによる「特殊詐欺や金融サービス不正利用のおそれがある取引を検知した場合」の岐阜県警への情報提供
- ・岐阜県警による「特殊詐欺等の発生状況や手口等に関する」岐阜県JAバンクへの情報提供
- ・岐阜県警と岐阜県JAバンクが連携した各種広報啓発活動の実施



○ATMにおける特殊詐欺対策への取組

被害者の多くが犯人から携帯電話で指示を受けながらATMを操作し、詐欺であると気づかないまま指定口座へ現金を振り込む事例が多発している状況を踏まえ、当会のATMでの振込取引時にカメラで利用者の動作を解析し、携帯電話の使用を検知した場合、取引を強制停止する機能を導入しています。

また、お客さまの気づきや警察相談専用電話（#9110）への相談を促し、水際での被害防止を図ることを目的として、岐阜県警察と連携し、ATMブースに貼付・設置するためのステッカーおよびスタンドポップを作成しました。



○特殊詐欺・フィッシング詐欺等による被害の未然防止に向けた取組

岐阜県JAバンクでは、特殊詐欺・フィッシング詐欺等による被害の未然防止を図る観点から、岐阜県警と連携し、一定の条件に該当するお客さまを対象にATMおよびJAネットバンクによる振込制限等を実施するなど、金融サービスの不正利用に対するセキュリティ対策強化を随時行っています。

また、JAバンク利用者を狙ったフィッシング詐欺被害が増加したことを受け、フィッシング詐欺被害防止に向けた啓発活動の一環として、岐阜県警と連携し、地元新聞への全面広告掲載(中日新聞・岐阜新聞)およびJAネットバンク契約者(個人のみ)に対するダイレクトメールの発送を行いました。

文化的・社会的貢献に関する事項

食農教育応援事業にかかる取組



教材本贈呈事業では、子どもたちに、食料を生産する「農」の役割や重要性、自然・社会環境と「農」とのつながり等、農業に対する理解を深めていただくことを目的に、県内の小学5年生等に対し補助教材本、約19,500冊を贈呈しています。

また、同目的でJAが行う教育実践活動に対し、費用助成を行っています。



学校給食地産地消推進事業支援



学校給食において、地元産農畜産物をはじめとする安全・安心な県産農畜産物を積極的に活用していただき、児童・生徒が「食」を選択する力を習得するとともに、将来にわたって県産農畜産物に愛着を持つことによる継続的な消費の拡大を図ることを目的として、岐阜県JAグループ、県、市町村が一体となって取り組んでいます。

当会および岐阜県JAグループは、学校給食センターにおける県内農畜産物の購入費を一部助成し、県産農畜産物の消費を積極的に推進しています。

ピンクリボン運動



岐阜県JAバンクは、ピンクリボン運動の趣旨に賛同し、一人でも多くの女性に乳がんへの関心を持っていただくための取組みを進めています。

令和7年度は、引続きリーフレットを窓口に備え置き、啓発活動を行いました。



市町村役場または県子育て支援課で発行する「ぎふっこカード」をJAの窓口でご提示いただいた方に、マイカーローン、教育ローンおよびフリーローンについて金利を引下げる等県内JAと一体となって子育て応援プラン(家族だんらん計画)を提供しており、18歳未満のお子様3人以上いらっしゃる世帯・3人目のお子様を妊娠中の方がいらっしゃる世帯に発行される「ぎふっこカードプラス」をご提示いただいた方には、さらに金利優遇を行う「家族だんらん計画プラス」を提供しています。

また、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」への登録企業の従業員様向けプラン(家族だんらん計画α)にも取り組んでいます。

平成28年4月1日からは、こども家庭庁の推進する子育て支援パスポート事業に賛同し、他県で発行された子育て支援カードをご提示いただいた方にも「家族だんらん計画」と同様の金利優遇を行うなど、支援の拡充に努めています。



JA子育て応援プラン 家族だんらん計画

ご来店時
カードのご提示で
JA共済オアシス
ゴム風船
プレゼント

マイカーローン 教育ローン フリーローン

上記の新規契約時に、ぎふっこカード・ぎふっこカードプラスをご提示いただくと...

店頭表示金利から 年0.10% 金利を引下げいたします。

店頭表示金利から 年0.20% 金利を引下げいたします。

ぎふっこカード・ぎふっこカードプラスは、岐阜県が子育て支援を推進する一環として実施しています。

●JAバンク子育て応援プラン(家族だんらん計画)は、岐阜県が子育て支援を推進する一環として実施しています。●JAバンク子育て応援プラン(家族だんらん計画)は、岐阜県が子育て支援を推進する一環として実施しています。●JAバンク子育て応援プラン(家族だんらん計画)は、岐阜県が子育て支援を推進する一環として実施しています。

JAバンク/JA共済

岐阜県から交付される「岐阜県消防団員・水防団員カード」をJAの窓口でご提示いただいた方に、マイカーローン、教育ローンおよびフリーローンについて金利を引下げるJAバンク消防団水防団応援プランを展開しています。

子どもも大人も高齢者も、障害のある方もない方も県民みんながレクリエーションに触れることができる大会として、令和7年7月から令和8年2月にかけて県内で開催された「ぎふレクリエーションフェスティバル2025」に協賛しました。

また、岐阜県に本拠地を置く「FC岐阜」のスポンサーとして活動を応援するとともに、「JAぎふリオレーナ」の参戦する2025-26V.LEAGUE WOMEN岐阜大会に協賛しました。

【FC岐阜】



【JAぎふリオレーナ 大会の様子】



【「よりぞう」とFC岐阜マスコットキャラクター「ギッフィー」】



年金友の会スポーツ大会



年金友の会の活動促進を通じた高齢者の生活充実を目的として、年金友の会スポーツ大会を開催しています。

令和7年度は「第12回岐阜県JA年金友の会ゴルフ大会(令和7年10月31日)」を開催し、各JAで開催された地区予選を勝ち抜いた約72名の選手が、ハイレベルなプレーを繰り広げながら交流を深めました。



高校生向け金融教育



変化する金融情勢の中で、将来を担う世代が正しい金融知識を身につけ、自律的な人生設計ができるよう、高校生向けの金融教育を行っています。

令和7年度は岐阜県内の高等学校2校にて出前授業を開催し、資産形成の基礎や「投資」の考え方について授業を行いました。成人年齢の引き下げや新NISA制度の導入など、若年層における金融リテラシー向上の重要性が高まる中、今後も地域社会と連携し、経済社会の健全な発展に貢献していきます。



【出前授業の様子】

■ 棚田保全活動への取組



当会は、米を生産するだけではなく、環境保全の役割を果たしている「中山間地域における棚田の多面的機能」に着目し、令和4年度よりSDGsへの取組みとして、棚田の保全活動を支援しています。

企業版ふるさと納税

棚田保全事業を展開する4つの市町村（恵那市、中津川市、下呂市および飛騨市）に対し、企業版ふるさと納税を活用し寄附しました。

本活動は、当会の寄附金を市町村が実施する棚田保全にかかる事業に充てていただくことで、棚田保全活動の支援を図るものです。

坂折棚田オーナー制度

NPO法人「恵那市坂折棚田保存会」のご指導のもと、棚田オーナーが棚田保全活動を実施するものであり、恵那市中野方町の坂折棚田において、当会職員が田植え（令和7年5月24日）、草取り（同年7月5日）および稲刈り・稲架かけ（同年9月27日）を実施しました。

なお、稲刈り・稲架かけについては、職員とその家族の絆を深め、子どもの心を豊かにすることを目的に、親子イベントとして実施しました。



種蔵棚田保全活動

飛騨市宮川町種蔵地区の景観保全のほか、カーボンオフセットの取組みを協力して実施することを目的として、飛騨市と「飛騨市ふるさと種蔵村棚田保全活動における連携協力に関する協定」を締結しており、当会職員が地域の方々とともに種蔵棚田の雪囲いや獣害柵の設置・撤去等の作業を実施しました。



■ トピックス

岐阜県JAバンク優績表彰授与式開催

令和8年4月21日に岐阜県JAバンク優績表彰授与式を開催し、岐阜県JAバンク中期戦略に掲げる事業推進目標である「農業融資、貸出金、つながり戦略、NISA・iDeCo」において、令和7年度の実績が優秀で、かつ推進上の模範となるJAを表彰しました。



JAバンク女性管理者交流会開催

JAバンク女性管理者交流会(令和7年7月24日)を開催しました。

当交流会は、女性管理職の活躍を推進することを目的に開催したもので、組織マネジメントやキャリア形成に関する知識等管理職として必要な知識習得を図るとともに、自身の職場での改善点や他JAの状況について情報交換を行いました。



JAバンク窓口担当者交流会・渉外担当者交流会開催

JAバンク窓口担当者交流会(令和7年9月4日)ならびにJAバンク渉外担当者交流会(同年9月17日)を開催しました。

両交流会は、「組合員・利用者とのつながり強化」を共通のテーマとして、利用者ニーズに即した提案を行うための情報収集等の知識習得を図るとともに、窓口および訪問時におけるライフプラン提案の具体的推進方法について議論を交わしました。



サステナビリティワーキンググループの取組



「全役職員にSDGsの概念が浸透し、日常の業務に反映する姿」ならびに、サステナビリティを高めるための施策等を検討・提言することを目的として令和4年8月にサステナビリティワーキンググループを設置しました。

令和7年度の取組みについては、「ぎふSDGs推進ゴールドパートナー」への登録、時差出勤の導入に向けた課題整理、令和8年度に新たに策定される一般事業主行動計画の目標への提言など、働きやすい職場環境の整備に向けた取組みを強化しました。

また、職員の知識蓄積、機運向上を図ることを目的に「SDGs通信」を定期発行しました。



働きやすい職場環境への取組



当会は、仕事と家庭の両立を目的とした働きやすい職場環境の整備に取り組んでおり、これらの取組みが評価され、岐阜県が認定する「ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」に認定されるとともに、SDGsの観点から持続可能な経営を実践する事業者として「ぎふSDGs推進パートナー登録制度(ゴールドパートナー)」の認定を受けています。

また、当会は、企業による子育て支援や女性活躍の機運を高め、社会全体で男性の育児参画や女性活躍の推進を目的とした岐阜市の制度「ぎふし共育・女性活躍企業」にも認定されています。



当会の職員全員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、一般事業主行動計画を策定し、取り組みました。

項目	目標	実績
年次有給休暇の取得率	70%以上	72.5%
所定外労働時間の削減率 (平成28年度から5年間の平均値対比)	10%以上	33.4%
労働者に占める女性労働者の割合	30%維持	35.4% (45名/127名)
男性の育児休業取得率	70%以上	100% (2名/2名)

TCFD提言に基づく情報開示



当会は、気候変動を地域社会や取引先、事業運営そのものに影響を及ぼす経営の重要課題のひとつであると捉えており、TCFD提言に基づき以下のとおり情報開示しました。

また、令和12年度までに平成27年度対比でCO₂の排出量を46%削減することを目標として掲げるとともに、持続可能な環境・社会や農業・地域の発展につながる投融資（サステナブル・ファイナンス）の中長期目標として令和5年度から令和12年度までの新規実行累計額500億円を掲げています。

このような中、令和5年度～令和7年度にかけて419億円のサステナブル・ファイナンスを実行しており、日本国政府が発行する「クライメート・トランジション利付国債」にも投資しました。

当会ホームページURL：

<https://www.jabankgifu.or.jp/shinren/sdgs.html>



日本国政府は「GX（グリーントランスフォーメーション）推進戦略」を定め、2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくため150兆円を超える官民のGX投資を実行することとしており、先行投資支援を目的として約20兆円規模の「GX経済移行債」の発行を予定しています。

「クライメート・トランジション利付国債」は、「GX経済移行債」の一環として、エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等に充当される予定です。

ぎふ清流Greenでんきの導入



当会は、CO₂排出量削減に向けた取組みの一環として、また、電気の地産地消を通じた地域内の経済循環と、新たな再生可能エネルギーの開発・効率向上・地域振興等に繋がることを期待し、長良川、揖斐川、飛騨川等の豊かな水資源から生まれたCO₂フリー電気「ぎふ清流Greenでんき」を事業所の一部で導入しています。

地球にやさしく、未来をあかるく。



■ 業務のご案内

貯金業務

米代金をはじめ、農畜産物代金や年金・給与振込などにより地域の皆さまがJAへお預けいただいた貯金は、JA段階において、組合員ならびに地方公共団体等への融資などに活用され、その後の余裕資金を当会がお預かりしています。

また、各種関係団体をはじめ、一般の方々や企業等の法人からも直接ご利用いただいています。

融資業務

県内JAでは、農業に携わる方々への資金をはじめ、地域の皆さまの生活に必要な資金、事業の発展に必要な設備資金・運転資金の融資のほか、市町村等公共団体への融資対応をしており、当会は、こうしたJA段階での融資活動を補完するとともに、地域農業・産業の振興に寄与するため積極的に融資業務を行っています。

また、(株)日本政策金融公庫等の受託金融機関として、農業経営を維持するための各種資金および「政策公庫の教育ローン」等を主にJAを窓口として取り扱っています。

農業金融支援業務

岐阜県JAバンク中期戦略において、「つながり強化戦略」をメインテーマに置き、営農経済部門等との情報共有・訪問活動のなかで、担い手農業者等との関係強化・資金ニーズへの対応により、農業所得増大および満足度向上を図るとともに、農業経営等の課題解決に向けた取組強化により、農業基盤の維持・発展に取り組んでいます。

為替・決済業務

県内JAはもちろん、全国のJAおよび銀行、信用金庫、信用組合等と地域の皆さまのお仕事や暮らしの中で生じる送金や振込、手形・小切手の交換業務を取り扱っています。

また、給与振込や国民年金をはじめとする各種年金の受取、国・県・市町村税等の収納、電気料・電話料・NHK受信料など公共料金の口座振替、各種クレジットカードの代金決済など、皆さまの暮らしに密着した決済業務を幅広く取り扱い、JAをご利用いただく皆さまの利便性の向上に努めています。

国債ならびに投資信託窓販業務

国債（新窓販国債、個人向け国債）、投資信託の窓口販売を取り扱っています。

資金証券業務

ＪＡ等からお預かりした貯金のうち、農業および地域の発展のための貸付金等を控除した資金（余裕金）について、適切なリスク管理のもと、全国組織である農林中央金庫への預け金ならびに債券・株式等有価証券により効率的に運用しています。

ＪＡ企画相談業務

岐阜県ＪＡバンク中期戦略の策定や、金融商品の企画・開発を行うとともに、ＪＡにおける組合員等利用者へのサービス向上を図るための各種研修を行っています。

また、オンラインシステム（ＪＡＳＴＥＭ）の安定運用に注力するとともに、事務処理の堅確性向上を図るための事務手続研修ならびにオペレーション研修を行っています。

昨今、金融サービスの不正利用および特殊詐欺等金融犯罪被害が増加傾向にあることから、岐阜県警察と連携し、マネロン・金融犯罪対策強化に向けて取り組んでいます。

ＪＡバンク支援業務

岐阜県ＪＡバンク中期戦略において、「つながり強化戦略」をメインテーマに置き、総合事業性を活かした金融仲介機能を発揮し、組合員・利用者がつながり続けたいと感じるＪＡを目指します。

そのために「農業」の領域においては、担い手農業者等との関係強化・資金ニーズへの対応により、農業所得増大および満足度向上に取り組むとともに、農業経営等の課題解決に向けた取組強化により、農業基盤の維持・発展に取り組んでいます。

「くらし」の領域においては、対面・非対面の相互誘引により総合事業体で「つながり」を強化することにより、利用者基盤の維持・拡充を図るとともに、ライフプランサポート態勢の強化により、生活資金、資産形成・資産運用等のニーズへの対応支援を通じて、豊かなくらしの実現に取り組んでいます。

併せて、「ＪＡバンク岐阜県本部」の活動方針のもと、ＪＡの資産内容の健全性向上等を図るためモニタリング等を実施するとともに、リスク管理態勢の強化、経営改善に関する支援に取り組んでいます。

サービス・その他

全国のJAでの貯金のおし入れや、全国の提携金融機関、コンビニにおいても払戻し等のできるキャッシュサービス、キャッシュカードで買物等の代金を支払うことができるデビットカードサービス、パソコン・スマートフォン等を利用して残高照会、振替・振込等をインターネットで行うJAネットバンク・JAバンクアプリ・JAバンクアプリプラスなど、お客さまの利便性向上につながる取組みに努めています。

■ 当会・JAの主な商品・サービス

貯金商品

種 類	内 容	期 間	預入金額
普 通 貯 金	必要に応じて、いつでも、いくらでも出し入れが自由。給与・年金のお受け取りや、各種公共料金のお支払いにサイフがわりにお使いいただけます。	定めなし	1円以上
決 済 用 貯 金	必要に応じて、いつでも、いくらでも出し入れが自由。給与・年金のお受け取りや、各種公共料金のお支払いにサイフがわりにお使いいただけますが、利息はつきません。	定めなし	1円以上
貯 蓄 貯 金	個人の場合にご利用可能な貯金で普通貯金と同様、出し入れが自由。お預け入れ残高に応じて金利が、自動的に5段階で変わります。ご希望により普通貯金とのスウィングサービスもご利用いただけます。(注1)	定めなし	1円以上
通 知 貯 金	さしあたって必要としないまとまった資金の短期運用にご利用いただけます。	7日以上	5万円以上
ス ー パー 定 期	1円からお預け入れいただけ、個人の場合、お預け入れ期間が3年以上であれば一部支払いができ、半年複利で利息計算いたします。	1か月以上 5年以内	1円以上
大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に高い利回りをご利用いただけます。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
期日指定 定期貯金	個人の場合にご利用可能な貯金で1年間の据置期間を経過した後であればいつでも解約できる貯金で、1年複利で利息計算いたします。	最長3年	1円以上 300万円未満
変動金利 定期貯金	金融情勢に合わせて6か月毎に金利が変わる貯金で、金利上昇時には有利な運用が期待できます。(注2)	1年、2年、3年	1円以上
積立式 定期貯金	一定の日に一定の金額を普通貯金からの振り替え等により期日指定定期貯金、スーパー定期または大口定期として積み立てる貯金で、目的に応じ、エンドレス型、満期型、年金型(個人のみ)がご利用いただけます。	エンドレス型 定めなし 満期型 (積立期間) 6か月以上10年以内 (据置期間) 1か月以上3年以内 年金型 (積立期間) 12か月以上 (据置期間) 2か月以上10年以内 (支払期間) 3か月以上20年以内	1円以上

種 類	内 容	期 間	預入金額
定 期 積 金	一定の日に少額ずつ長期に亘って積み立てまとまった資金を作ろうとする方に好適で、目的に応じ、定額式、目標式、逓増式、満期分散式のタイプがご利用いただけます。	6か月以上 5年以内	1,000円以上
譲 渡 性 貯 金	短期の大口資金運用に最適で、満期日前に譲渡し換金することもできます。	7日以上 5年以内	1,000万円以上
総 合 口 座	一冊の通帳の中に支払う・受け取る(普通貯金取引)、貯める・運用する(定期貯金取引)、借りる(当座貸越契約)の3つの機能がセットされ、定期貯金をセットした場合その残高の90%以内で最高300万円までの、また利付国債等をセットした場合、その額面金額の80%以内で最高200万円までの自動融資が各々受けられます。		

(注)1. スウィングサービスの取扱いにあたっては、1回毎に110円(税込)の手数料をいただきます。

給与等のお受け取りや各種公共料金のお支払いなど自動受取・支払サービスのご利用はできません。

2. お預け入れ後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、その後は6か月毎に、預入金額に応じ、その時点で預入した場合のスーパー定期6か月ものまたは大口定期6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。

ローン商品

○小口生活ローン

種 類	内 容	借 入 金 額	期 間
マイカーローン	自動車の購入、免許取得・車検費用、車庫建設費用等にご利用いただけます。また、インターネットを利用したお借入申込みも受付けています。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内
教 育 ロ ー ン	就学子弟または申込本人の入学金、授業料等学校納付金および下宿代等生活資金にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内 (据置期間を含む)
多 目 的 ロ ー ン	見積書等により資金使途が確認できる生活に必要な一切の資金および事業資金(負債整理資金等を除く)にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内
フ リ ー ロ ー ン	生活に必要な一切の資金および事業資金(負債整理資金等を除く)にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	10年以内
カ ー ド ロ ー ン	生活に必要な一切の資金を、必要な時にご利用いただけます。	500万円以内	1年毎の自動 契約更新

(注) 当会ではお取り扱いしておりません。お近くのJAにお問い合わせください。

○住宅関連ローン

種 類	内 容	借 入 金 額	期 間
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入・増改築、住宅用土地の購入にご利用いただけます。	10万円以上 2億円以内	3年以上 50年以内 (据置期間を含む) ※40年超の場合、 新築住宅の建築・ 購入に限る。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修、その他住宅に附帯する施設等の設備にご利用いただけます。	10万円以上 2,000万円以内	6か月以上 20年以内

(注) 当会ではお取り扱いしておりません。お近くのJAにお問い合わせください。

○その他

種 類	内 容	借 入 金 額	期 間
賃貸住宅ローン	賃貸住宅の新築・増改築・補改修、画地整備等に要する土地取得にご利用いただけます。 また、登記費用・火災共済掛金・保証料等諸費用にもご利用いただけます。	100万円以上 4億円以内	1年以上 30年以内 (据置期間を含む)
事業者ローン(注)	事業を営むための事業用設備または運転資金にご利用いただけます。	10万円以上 4億円以内	運転資金 5年以内 (据置期間を含む) 設備資金 20年以内 (据置期間を含む)
相続ローン(注)	相続税の支払い等相続に関する資金(相続税および他の相続人への金銭分与相当額)にご利用いただけます。	100万円以上 5,000万円以内	20年以内 (据置期間を含む)

(注) 「事業者ローン」「相続ローン」については、当会ではお取り扱いしておりません。お近くのJAにお問い合わせください。

上記各種ローンは、融資対象が限られる場合や一定の基準を満たす必要があります。また、ローンのご利用に際しましてはご無理のない計画的なお借入、ならびにご返済にご留意ください。

お借入条件、ご返済方法など詳細につきましては融資窓口にて詳しく説明、相談させていただいておりますのでお気軽にお問い合わせください。

農業者向け融資

種 類	窓 口	内 容	借 入 金 額	期 間
アグリサポート資金	JA	農業経営等に必要な設備資金および運転資金 (原則として農業近代化資金等の制度資金で対応できないもの)	【1件あたりのご融資金額】 (個人の場合) ・認定農業者 1,800万円まで 基金協会保証付 3,600万円まで ・それ以外の農業者 1,500万円まで 基金協会保証付 3,000万円まで (法人・団体の場合) ・認定農業者 3,600万円まで 基金協会保証付 7,200万円まで ・それ以外の農業者 3,000万円まで 基金協会保証付 6,000万円まで 【ご融資限度額(災害用アグリサポート資金を含む)】 (個人の場合) ・認定農業者 5,400万円まで うち、基金協会保証付 3,600万円まで ・それ以外の農業者 4,500万円まで うち、基金協会保証付 3,000万円まで (法人・団体の場合) ・認定農業者 1億800万円まで うち、基金協会保証付 7,200万円まで ・それ以外の農業者 9,000万円まで うち、基金協会保証付 6,000万円まで	基金協会保証付き 15年以内 (据置期間3年含む) 基金協会保証なし 10年以内 (据置期間3年含む)
アグリグロース資金	当会	農業生産および農産物の加工・流通・販売等に関する設備資金および運転資金	5,000万円以内 ※機関保証を付保する場合はその定めによる。	短期資金 1年以内 長期資金 10年以内 (据置期間2年含む) ※機関保証を付保する場合はその定めによる。

種 類	窓 口	内 容	借 入 金 額	期 間
災害用アグリサポート資金	JA	自然災害等に被災した組合員等の、農業経営維持や再開を目的とする資金（原則として岐阜県の自然災害等にかかる制度資金で対応できないもの） ※対象となる自然災害 ①「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により激甚災害として指定された災害 ②災害救助法が適用された災害 ③家畜伝染病予防法に基づく初動対応が実施された災害	【1件あたりのご融資金額】 （個人の場合） ・認定農業者 1,800万円まで 基金協会保証付 3,600万円まで ・それ以外の農業者 1,500万円まで 基金協会保証付 3,000万円まで （法人・団体の場合） ・認定農業者 3,600万円まで 基金協会保証付 7,200万円まで ・それ以外の農業者 3,000万円まで 基金協会保証付 6,000万円まで 【ご融資限度額（アグリサポート資金を含む）】 （個人の場合） ・認定農業者 5,400万円まで うち、基金協会保証付 3,600万円まで ・それ以外の農業者 4,500万円まで うち、基金協会保証付 3,000万円まで （法人・団体の場合） ・認定農業者 1億800万円まで うち、基金協会保証付 7,200万円まで ・それ以外の農業者 9,000万円まで うち、基金協会保証付 6,000万円まで	基金協会保証付き 15年以内 （据置期間3年含む） 基金協会保証なし 10年以内 （据置期間3年含む）
農業近代化資金 （制度資金）	JA 当会	農業経営等に必要の設備資金および運転資金	個人の場合 1,800万円 （県知事特認：2億円） 法人等の場合 2億円 農業参入法人の場合 1億5,000万円	認定農業者 原則15年以内 （据置期間7年含む） 認定農業者以外 原則15年以内 （据置期間3年含む）
岐阜県新規経営体育成資金 （制度資金）	JA	就農開始に必要な前向き資金	3,750万円以内	25年以内 （据置期間3年含む）

種 類	窓 口	内 容	借 入 金 額	期 間
JA交付金等つなぎ資金	JA	国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等受領までに必要な資金	畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、水田活用の直接支払交付金、高収益作物次期作支援交付金として支払われる金額のうち、JA口座に入金される金額の範囲内	1年以内
岐阜県豚熱緊急対策資金 (制度資金)	JA 当会	所有する家畜の殺処分等を実施した農業者が国の手当金等を受領するまでの間に必要な資金	県が貸付案件ごとに個別に認める額	1年以内
家畜疾病経営維持資金 (制度資金)	JA 当会	畜産経営の再開、継続および維持に必要な運転資金	経営再開資金 個人の場合 2,000万円 法人等の場合 8,000万円 経営継続資金・経営維持資金 乳用牛1頭あたり 130,000円 肥育用牛1頭あたり 130,000円 繁殖用雌牛1頭あたり 65,000円 肥育豚1頭あたり 13,000円 繁殖豚1頭あたり 26,000円 繁殖用めん羊および山羊1頭あたり 13,000円 家きん 100羽あたり 52,000円	7年以内 (据置期間 3 年含む)
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	JA	認定農業者が農業経営改善計画を達成するための短期運転資金	個人の場合 500万円 法人等の場合 2,000万円 畜産・園芸施設の場合 個人の場合 2,000万円 法人の場合 8,000万円 (金額はいずれも借入極度額)	1年以内

投資信託・公庫資金等

種 類	内 容
国 債(注1)	長期利付国債、中期利付国債、個人向け国債の窓口販売、買取りを行っています。
投 資 信 託(注1)	投資信託は、リスクが少なく安定的に運用できるものから、リスクは高いものの大きな収益が期待できるものまで、様々な資金運用ニーズにあった商品を選ぶことができます。
iDeCo(みずほプラン) 個人型確定拠出年金(注2)	JAバンクは加入申込等の事務を行う受付金融機関として、(株)みずほ銀行を運営管理機関とするiDeCo(みずほプラン)の勧誘・受付を行っています。 iDeCoは、公的年金にプラスして給付が受けられる税制優遇のある年金制度であり、お客さまが掛金を積立て、ご自身で選んだ投資信託などの商品で運用した後、原則60歳以降に年金または一時金として受け取ることができます。
公 庫 資 金 等	日本政策金融公庫、農業者年金基金などの受託金融機関として、農業経営を維持するための各種資金および「政策公庫の教育ローン」等のお取扱いもしています。
信 託 代 理 業 務	農中信託銀行の信託代理店として土地信託、特定贈与信託、遺言信託等の業務を行っています。

(注1) これらの商品は、貯金保険の対象ではありません。また、元本や利息の保証はなく、市場リスク等による資産の価値の減少はお客さまが負います。詳しくは窓口にお尋ねください。

(注2) こちらの商品は、当会ではお取扱いしておりません。お近くのJAにお問い合わせください。

その他のサービス

種 類	内 容
J A キャッシュサービス	JA・信連のキャッシュカードがあれば、県内はもちろん全国のJAキャッシュサービスコーナーで現金のお引き出し、残高照会、お預け入れ(ATMのみ)がご利用いただけます。さらに、JFマリンバンク・銀行・信金等全国の金融機関、郵便局およびイーネットのキャッシュサービスコーナーでも現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。 また、郵便局、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMでは、お預け入れもご利用いただけます。 なお、特殊詐欺による高齢者被害を防止するため、70歳以上のお客さまのうち、過去一年間、JAキャッシュカードによるATMでの現金のお引き出し、振替のご利用のないお客さまを対象に、ATMでの出金限度額を10万円に制限しています。また、その他のお客さまについても、令和8年4月より、カード種別(磁気・IC)を問わず、出金限度額を一律50万円に引き下げしています。ただし、お客さまからの申し出により、出金限度額を変更することができます。
デビットカードサービス	ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、JA・信連のキャッシュカードで、買物等の代金支払いができます。 また、JA・信連のキャッシュカードで、キャッシュアウトマークのあるお店のレジ等で現金のお引き出しがご利用いただけます。
給 与 振 込 サービス	毎月の給与・ボーナスがお客さまご指定の貯金口座に自動的に振り込まれ、通帳・キャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
各種自動受取サービス	各種年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれ、お受け取りの手間が省け、また受け取り忘れもなく、安全・確実です。
各種自動支払サービス	各種公共料金、税金、学校授業料、クレジットカード利用代金などをお客さまご指定の口座から自動的にお支払いになりますので、支払期日を忘れたり、集金日で外出ができないという面倒がなくなります。
定 時 自 動 送 金	振込日や振込金額をあらかじめお届けいただくことにより、お客さまの口座から定時定額の振り込みができます。
家 計 簿 サービス	普通貯金・総合口座等について、お客さまが指定した日を基準に前月1か月間の入金合計金額、出金合計金額および五大公共料金(電気・電話・ガス・水道・NHK)ごとの出金合計金額を、通帳記帳いたします。
A T M 都 度 振 込	県内JA・信連のキャッシュカードで県内はもちろん全国のJA・信連のATMを利用し振込、振替がご利用いただけます。さらに、JFマリンバンク・銀行・信金等全国の金融機関(一部金融機関を除く)、郵便局のATMを利用し振込が、ご利用いただけます。 なお、特殊詐欺による高齢者被害を防止するため、65歳以上のお客さまのうち、過去一年間、JAキャッシュカードによるATMでの「お振込み」のご利用のないお客さまを対象に、ATMによる振込を制限しています。また、その他のお客さまについても、令和8年4月より、カード種別(磁気・IC)を問わず、振込限度額を一律50万円に引き下げしています。ただし、お客さまからの申し出により、振込制限の解除や振込限度額の引き上げを行うことができます。
J A カ ー ド	このカード一枚で国内はもとより海外でもお買物、ご旅行、お食事などにご利用いただけます。また急にお金が入用なときはキャッシングサービスもお受けいただけます。
通 帳 レ ス 口 座	個人のお客さまの普通貯金、貯蓄貯金、定期貯金および総合口座において、通帳の発行を行わないお取扱いが可能となります。 また、JAバンクアプリをご利用いただくことにより、残高および取引履歴をご確認いただけます。
JAバンク アンサーサービス	ご自宅やオフィスで、パソコンからリアルタイムで普通貯金等の残高照会、入出金明細通知さらには振込や振替が簡単、便利にできます。

種 類	内 容
J A ネットバンク	インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォン等からリアルタイムで普通貯金等の残高照会、入出金明細照会、振込・振替、税金・各種料金払込み「Pay-easy(ペイジー)」、定期貯金(通帳式)の預入・解約がご利用いただけるほか、住宅・生活関連ローンの一部繰上返済等がご利用いただけます。 また、(株)マネーフォワードと連携した「マネーフォワード for JAバンク」がご利用いただけます。
J A バンクアプリ	インターネットに接続可能なスマートフォンから普通貯金・定期貯金、投資信託等の残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。
J A バンクアプリプラス	インターネットに接続可能なスマートフォンから、JAネットバンク機能に加え、新規口座開設、諸届変更等の機能がご利用いただけます。 なお、新規口座開設、諸届変更機能については、当会ではお取り扱いしておりません。 また、新規口座開設機能については、お取り扱いがないJAがあります。
法人JAネットバンク (法人・個人事業主向け)	オフィスでインターネットに接続可能なパソコンからリアルタイムで普通貯金等の残高照会、入出金明細照会、振込・振替がご利用いただけるほか、伝送サービスにより総合振込・給与・賞与振込、口座振替等もご利用いただけます。
JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	オフィスで専用回線等によるパソコンやホストシステムから総合振込、給与・賞与振込、口座振替等がご利用いただけます。
ネ ッ ト ロ ー ン(注)	インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォン等から住宅ローン、マイカーローン、教育ローン等のお申込みができます。さらに、お申込みから融資実行まで一度も来店の必要のない完全非対面取引もご利用いただけます。
Web口座振替受付サービス	JAバンクと連携した収納機関のホームページから、インターネットを通じて口座振替の手続きができます。
即時口座振替サービス	JAバンクと連携した各種キャッシュレス決済サービスに、JAバンク口座から即時でチャージ(入金)や口座振替ができます。
JAバンク投信ネットサービス	インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンから、投資信託の取引や照会等がご利用いただけます。

(注)「ネットローン」については、当会ではお取り扱いしておりません。お近くのJAにお問い合わせください。

■ 主な手数料一覧

為替取扱手数料

(令和8年7月1日現在)

手 数 料 の 種 類				当会内宛 手 数 料	系 統 金融機関宛 手数料(注1)		系統以外の 金融機関宛 手 数 料
					県内	県外	
振込手数料 (1件につき)	電信扱	窓 口	5万円以上	550円	770円		880円
			5万円未満	330円	550円		660円
		A T M	5万円以上	無 料	330円		440円
			5万円未満	無 料	110円		330円
		アンサーサービス JAネットバンク 定時自動送金	5万円以上	無 料	220円		330円
			5万円未満	無 料	110円		220円
		法人JAネットバンク (都度振込・総合振込)	5万円以上	無 料	220円	330円	330円
			5万円未満	無 料	110円	220円	220円
	文書扱	窓 口	5万円以上	—	660円		770円
			5万円未満	—	440円		550円
		定時自動送金	5万円以上	無 料	220円		330円
			5万円未満	無 料	110円		220円
代金取立手数料(1通につき)			—	—	880円		

(注)1. 系統金融機関とは、JA、他信連、農林中金、漁協、信漁連です。

2. 系統以外の金融機関キャッシュカードをご利用の際は、振込手数料とは別に、他金融機関利用手数料(110円)および時間外手数料(110円)がかかる場合があります。

なお、一部取扱いできない金融機関がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

3. 上記手数料には消費税(10%)が含まれています。

その他の諸手数料

(令和8年7月1日現在)

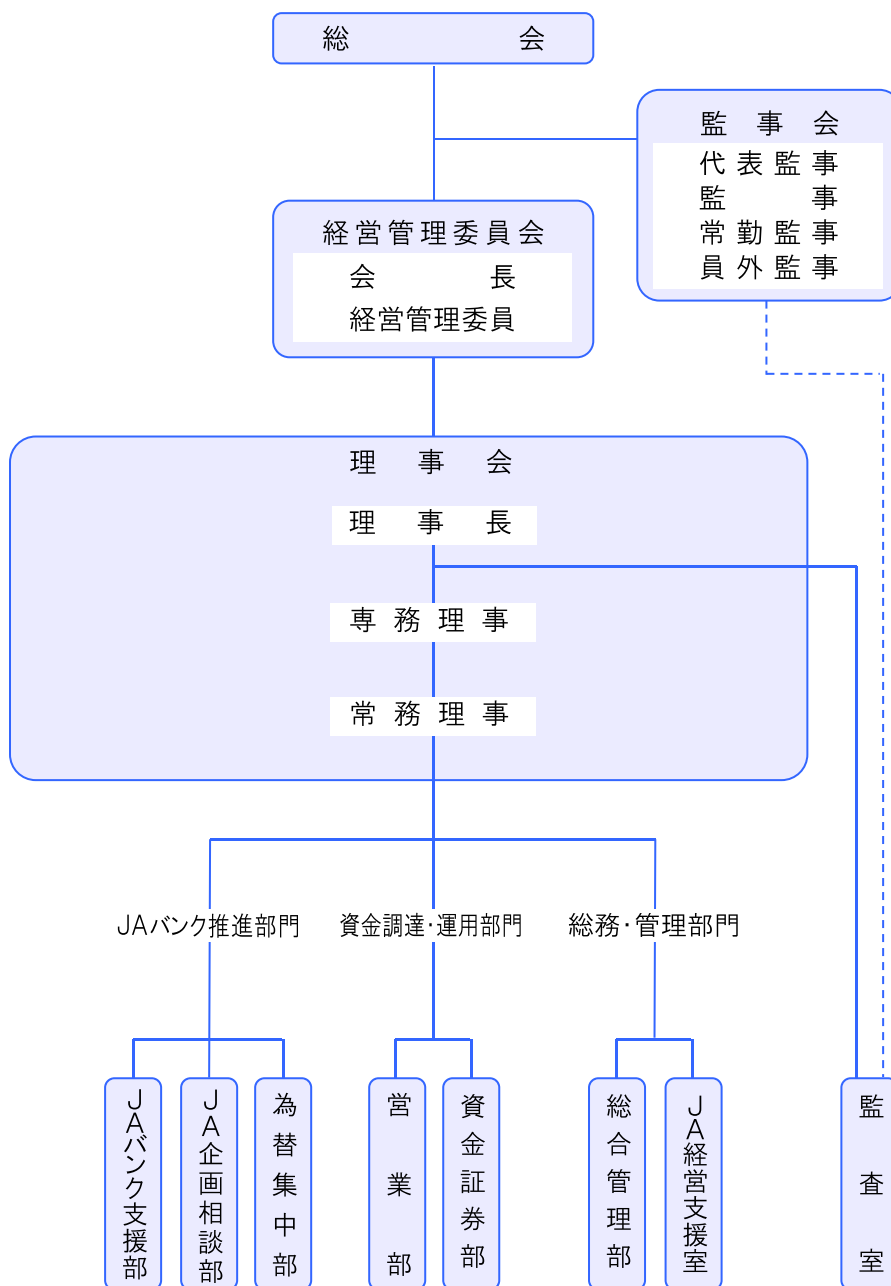
手 数 料 の 種 類				手 数 料
キャッシュカード再発行手数料			1 枚 に つ き	1,100円
残高証明書 発行手数料	当会所定の用紙	定例発行	1 通 に つ き	550円
		都度発行		770円
	任 意 の 用 紙			3,300円
取引履歴明細書発行手数料			1 通 に つ き	220円
国 債 口 座 管 理 手 数 料				無 料

(注) 上記手数料には消費税(10%)が含まれています。

■ 当会の組織

組織機構図

(令和8年7月1日現在)



店舗

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	058-276-5111

役員一覧

(令和8年7月1日現在)

経営管理委員

経営管理委員会会長	櫻井	宏	(非常勤)
経営管理委員	志田	浩一	(非常勤)
経営管理委員	渡邊	健彦	(非常勤)
経営管理委員	林	正明	(非常勤)
経営管理委員	吉村	利己	(非常勤)

理事

代表理事理事長	野津	博和	(常勤)
代表理事専務	永田	豊	(常勤)
常務理事	松岡	茂	(常勤)
常務理事	奥田	和公	(常勤)

監事

代表監事	古川	敏之	(非常勤)
監事	玉井	寛之	(非常勤)
員外監事	岩田	尚之	(非常勤)
監事	川尻	勝利	(常勤)

会計監査人の名称

(令和8年7月1日現在)

名 称	有限責任監査法人トーマツ
所 在 地	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

会員数

資 格 別	令和7年3月末	令和8年3月末
正 会 員	15	14
准 会 員	22	22
合 計	37	36

職員数

(単位:人)

区 分	令和7年3月末	令和8年3月末
男子職員	86	84
女子職員	50	50
合 計	136	134

自動化機器の設置状況

ATM(現金自動預入・支払機)の設置台数

(令和8年3月31日現在)

JA		信連	
店舗内	店舗外	店舗内	店舗外
232	173	1	1

特定信用事業代理業者の状況

「該当する取引はありません」

関連会社の状況

当会は、協同組織金融機関として会員はもとより地域社会に必要とされる高度な金融サービスを提供し、地域経済・社会に貢献することを使命と考えています。

高度情報化の進展により従来の活動分野に加えて、多岐に亘るサービスが求められている情勢下にあって、当会は多種多様なニーズに応えていくため、関連会社である株式会社岐阜県JA電算センターを設立し、県下信用事業全体の業務の効率化、コストの削減に鋭意取り組んでいます。

○概 況

(令和8年3月31日現在)

会 社 名	株式会社岐阜県JA電算センター
所 在 地	岐阜市宇佐南4丁目13番1号
業 務 内 容	岐阜県JAグループの情報システム等の構築・運営・管理
設 立 年 月 日	平成17年4月1日
資 本 金	80百万円
当 会 出 資 比 率	32%
当 会 議 決 権 割 合	32%

○主な財務内容

(令和8年3月31日現在、単位:百万円)

売上高	経常利益	当期純利益	純資産	総資産
1, 106	4	3	116	1, 302

■ 当会の沿革・歩み

昭和23年 8月	岐阜県信用農業協同組合連合会設立	28年11月	他行・他県JAキャッシュカード振込サービス
29年 4月	農林漁業金融公庫の業務代理開始		の取扱開始
34年12月	住宅金融公庫の業務代理開始	28年11月	ATMによるマルチペイメント収納サービスの取扱開始
39年 4月	岐阜県の指定代理業務開始	29年 1月	JAネットバンクにおける「オンライン新規申込」の取扱開始
46年 1月	県下農協信用事業電算処理開始	30年 4月	ATMにおける特殊詐欺防止機能の導入(振込制限)
46年 4月	系統メール運行開始	31年 4月	会計監査人による会計監査に移行
52年 4月	農協会館ビル竣工	令和 2年10月	ATMにおける特殊詐欺防止機能の導入(出金制限)
53年 5月	事務センター竣工	3年 2月	JAデータ伝送サービス(AnserDATA PORT方式)の取扱開始
54年 2月	全国銀行内国為替制度加盟	3年 9月	即時口座振替サービスの取扱開始
54年 4月	県下農協信用事業オンラインシステム稼動	4年11月	電子交換所の開設に伴い手形・小切手等の電子交換開始
55年10月	県下農協貯金ネットサービス開始	5年 4月	JAバンク投信ネットサービスの取扱開始
59年 4月	県下農協信用事業第2次オンラインシステム稼動	5年 9月	貸出システム(融資稟議サブシステム・電子契約サブシステム)の利用開始
59年 9月	全国農協貯金ネットサービス開始	6年 7月	営業店システムの導入
61年12月	貯金1兆円突破	6年 8月	JAバンクアプリ プラスの取扱開始
平成 3年 5月	新電算機ACOS-910稼動(第3次オンライン対応)	7年 4月	岐阜県警と「犯罪被害防止に関する協定」を締結
6年 3月	組織整備に基づき支所を廃止	7年 4月	ATMにおける携帯検知機能の導入
6年10月	国債等自己窓口販売業務開始		JAバンクSmile Navi(窓口用タブレット)の導入
9年 6月	信託代理店業務の取扱開始		
10年 1月	日本銀行歳入復代理業務開始		
11年 7月	投資信託の窓口販売業務開始		
12年 3月	JAバンクアンサーサービスの取扱開始		
12年 5月	郵貯とのCD・ATM提携開始		
12年10月	デビットカードサービスの取扱開始		
13年11月	JAネットバンクの取扱開始、系統イントラネット開始		
14年 1月	JAバンク岐阜県本部の設置		
14年 3月	研修センター竣工		
15年 1月	県内イントラネットシステムの運用開始		
15年 3月	苦情等窓口の設置		
15年 6月	経営管理委員会制度の導入		
17年 2月	JASTEMシステムへの移行		
17年11月	セブン銀行とのATM提携開始		
18年 6月	貯金2兆円突破		
18年10月	大垣共立銀行とのATM相互開放提携開始、ICキャッシュカード発行開始		
19年 5月	セブン銀行・郵貯とのATM入金提携開始		
22年 5月	JASTEM新システムへの移行		
24年10月	十六銀行とのATM相互開放提携開始		
25年11月	コンビニATM2社(イーネット・LANs)とのATM提携開始		
26年10月	法人JAネットバンクの取扱開始		
27年 5月	JAバンクでんさいサービスの取扱開始		

DISCLOSURE 2026 資料編

決算の状況

財務諸表	73
------	----

損益の状況等

損益の状況	85
諸指標	87

事業の概況

貯金に関する指標	88
貸出金等に関する指標	89
有価証券に関する指標	95
有価証券の時価情報	96
金銭の信託の時価情報	97
その他業務に関する指標	98
デリバティブ取引等	98

自己資本の充実の状況

自己資本の状況	99
自己資本の充実度に関する事項	102
信用リスクに関する事項	104
信用リスク削減手法に関する事項	113
派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	115
証券化エクスポージャーに関する事項	118
CVAリスクに関する事項	123
マーケット・リスクに関する事項	123
オペレーショナル・リスクに関する事項	124
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	125
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	126
金利リスクに関する事項	127

役員等の報酬体系

役員	129
職員等	130
その他	130

決算の状況

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)	科目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,877	1,324	貯金	2,473,469	2,398,111
預け金	1,392,234	1,394,328	当座貯金	10,060	12,138
系統預け金	1,392,089	1,394,211	普通貯金	8,074	6,425
系統外預け金	144	117	別段貯金	763	699
金銭の信託	24,466	20,701	定期貯金	2,454,552	2,378,809
有価証券	761,113	691,185	定期積金	18	37
国債	178,793	191,765	借入金	61,200	42,900
地方債	57,989	34,971	代理業務勘定	0	0
政府保証債	13,191	1,314	その他の負債	21,243	22,622
金融債	7,253	9,044	未払法人税等	324	345
短期社債	14,981	10,993	貯金利子諸税その他	17	12
社債	194,162	164,449	従業員預り金	245	229
外国証券	16,712	13,326	仮受金	6,282	6,475
株式	2,942	3,970	資産除去債務	4	4
受益証券	274,047	260,236	その他の負債	2,020	4
投資証券	1,038	1,114	未払費用	12,327	15,521
貸出金	436,703	442,078	前受収益	16	21
手形貸付	3,372	2,159	未決済為替借	4	5
証書貸付	251,464	251,673	諸引当金	5,186	5,300
当座貸越	14,128	17,231	相互援助積立金	3,703	3,703
金融機関貸付	167,737	171,013	賞与引当金	82	88
その他の資産	3,750	5,812	退職給付引当金	1,344	1,440
仮払金	30	78	役員退職慰労引当金	56	67
未収金	0	0	繰延税金負債	1,483	8,320
未収還付法人税等	511	867	債務保証	112	99
その他の資産	167	155	負債の部合計	2,562,695	2,477,353
未収収益	2,921	4,653	(純資産の部)		
前払費用	22	51	出資金	123,618	123,618
未決済為替貸	97	6	(うち後配出資金)	78,072	78,072
有形固定資産	950	958	利益剰余金	74,130	76,377
建物	339	330	利益準備金	36,875	37,905
土地	590	590	その他利益剰余金	37,254	38,472
その他の有形固定資産	20	38	経営基盤安定化積立金	10,000	10,000
無形固定資産	91	59	特別積立金	17,194	17,194
ソフトウェア	88	56	当期末処分剰余金	10,060	11,277
その他の無形固定資産	2	2	(うち当期剰余金)	5,110	6,315
外部出資	145,193	145,021	会員資本合計	197,748	199,996
系統出資	143,837	143,665	その他有価証券評価差額金	5,123	22,856
系統外出資	1,330	1,330	評価・換算差額等合計	5,123	22,856
子会社等出資	25	25	純資産の部合計	202,872	222,852
債務保証見返	112	99			
貸倒引当金	△ 1,925	△ 1,363			
資産の部合計	2,765,568	2,700,206	負債及び純資産の部合計	2,765,568	2,700,206

損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額	
	令和6年度 〔 自令和6年4月 1日 至令和7年3月31日 〕	令和7年度 〔 自令和7年4月 1日 至令和8年3月31日 〕
経常収益	30,384	38,063
資金運用収益	20,707	25,781
貸出金利息	1,849	3,566
預け金利息	527	3,017
有価証券利息配当金	9,353	9,982
コールローン利息	-	2
その他受入利息	8,976	9,211
(うち受取奨励金)	(8,971)	(9,202)
役務取引等収益	2,200	2,213
受入為替手数料	155	176
その他の受入手数料	2,045	2,037
その他事業収益	39	503
受取助成金	15	-
国債等債券売却益	-	476
金融派生商品収益	-	2
その他の事業収益	24	25
その他の経常収益	7,436	9,564
貸倒引当金戻入益	-	371
株式等売却益	6,753	5,228
金銭の信託運用益	602	3,896
その他の経常収益	81	68
経常費用	24,383	30,783
資金調達費用	12,185	16,459
貯金利息	754	5,326
借入金利息	19	143
債券貸借取引支払利息	-	2
その他支払利息	11,412	10,987
(うち支払奨励金)	(11,410)	(10,985)
役務取引等費用	1,508	1,487
支払為替手数料	11	13
その他の支払手数料	1,496	1,473
その他事業費用	7,412	10,100
国債等債券売却損	7,412	10,100
経費	2,655	2,713
人物件費	1,127	1,195
人物件費	1,468	1,448
その他経常費用	59	69
の他経常費用	621	22
貸倒引当金繰入額	400	-
株式等売却損	213	19
その他の経常費用	6	2
経常利益	6,000	7,279
税引前当期利益	6,000	7,279
法人税、住民税及び事業税	940	1,006
法人税等調整額	△ 50	△ 42
法人税等調整額	890	963
当期剰余金	5,110	6,315
当期首繰越剰余金	4,949	4,961
当期末処分剰余金	10,060	11,277

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和6年度	令和7年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	10,060	11,277
剰 余 金 処 分 額	5,098	5,838
利 益 準 備 金	1,030	1,270
任 意 積 立 金	-	500
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	-	500
出 資 配 当 金	1,268	1,268
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(1.50%) 683	(1.50%) 683
後 配 出 資 に 対 す る 配 当 金	(0.75%) 585	(0.75%) 585
事 業 分 量 配 当 金	2,799	2,799
次 期 繰 越 剰 余 金	4,961	5,438

(注)1. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和6年度 事業分量配当金として、特別定期貯金平残1,000,000円につき401円16銭(10億円相当)
加えて特例措置として、特別定期貯金平残1,000,000円につき401円16銭(10億円相当)
加えて臨時措置として、特別定期貯金平残1,000,000円につき320円93銭(8億円相当)
※特別定期貯金平残は、見合担保貸出相当額、中途解約相当額を除いています。

令和7年度 事業分量配当金として、特別定期貯金平残1,000,000円につき420円08銭(10億円相当)
加えて特例措置として、特別定期貯金平残1,000,000円につき420円08銭(10億円相当)
加えて臨時措置として、特別定期貯金平残1,000,000円につき336円06銭(8億円相当)
※特別定期貯金平残は、見合担保貸出相当額、中途解約相当額を除いています。

2. 経営基盤安定化積立金の積立目的、積立目標額、積立基準は次のとおりです。

ア. 積立目的 県下信用事業の基盤の維持強化に資するため予測しがたい諸リスクに備えて積み立てるものとする。

イ. 積立目標額 特別積立金の残高に達するまでの額

ウ. 取崩基準 総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができるものとする。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	〔自令和6年4月1日 至令和7年3月31日〕		〔自令和7年4月1日 至令和8年3月31日〕	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益		6,000		7,279
減価償却費		80		84
貸倒引当金の増減額(△は減少)		395	△	562
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)		57		113
資金運用収益	△	20,707	△	25,781
資金調達費用		12,185		16,459
有価証券関係損益(△は益)		1,191		4,627
金銭の信託の運用損益(△は益)	△	602	△	3,896
貸出金の純増(△)減	△	44,009	△	5,375
預け金の純増(△)減		221,000		11,000
貯金の純増減(△)	△	122,755	△	75,358
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△	29,200	△	18,300
資金運用による収入		20,709		27,964
資金調達による支出	△	12,046	△	13,254
事業分量配当金の支払額	△	2,499	△	2,799
その他		551		160
小 計		30,349	△	77,639
法人税等の支払額		174	△	1,340
事業活動によるキャッシュ・フロー		30,175	△	78,980
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出	△	261,304	△	386,649
有価証券の売却による収入		151,985		202,852
有価証券の償還による収入		109,797		272,104
金銭の信託の増加による支出	△	845	△	1,108
金銭の信託の減少による収入		988		4,479
買入金銭債権の取得による支出	△	19,065	△	14,400
買入金銭債権の償還による収入		19,065		14,400
固定資産の取得による支出	△	103	△	69
固定資産の売却による収入		46		9
外部出資による支出	△	10,532		-
外部出資の減少による収入		-		172
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	9,965		91,790
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
出資配当金の支払額	△	1,103	△	1,268
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	1,103	△	1,268
4 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		19,105		11,541
5 現金及び現金同等物の期首残高		39,002		58,107
6 現金及び現金同等物の期末残高		58,107		69,649

注記表

令和 6 年度	令和 7 年度
重要な会計方針に関する事項 - 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 - 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 - 満期保有目的の債券 - 定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定) - 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 - 原価法(売却原価は移動平均法により算定) - その他有価証券 - 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 - 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記 2.の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 - 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。)を採用し、資産から直接減額して計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 - 建 物 15 年～50 年 - その他 3 年～20 年 - 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 - 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 - 引当金の計上方法 - 貸倒引当金 貸倒引当金は、以下に定める債務者区分に応じて、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている債務者 破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 要注意先 貸出条件に問題がある債務者、債務の履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者など今後の管理に注意を要する債務者 要管理先 要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者 正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。 要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先のうち、要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しております。なお、当年度は予想損失率の必要な修正を実施しておりません。 すべての債権は、資産の「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署(審査管理担当)が査定結果を監査しております。 - 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。	重要な会計方針に関する事項 - 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 - 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 - 満期保有目的の債券 - 定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定) - 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 - 原価法(売却原価は移動平均法により算定) - その他有価証券 - 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 - 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記 2.の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 - 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。)を採用し、資産から直接減額して計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 - 建 物 15 年～50 年 - その他 3 年～20 年 - 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 - 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 - 引当金の計上方法 - 貸倒引当金 貸倒引当金は、以下に定める債務者区分に応じて、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている債務者 破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 要注意先 貸出条件に問題がある債務者、債務の履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者など今後の管理に注意を要する債務者 要管理先 要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者 正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。 要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先のうち、要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しております。なお、当年度は予想損失率の必要な修正を実施しておりません。 すべての債権は、資産の「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署(審査管理担当)が査定結果を監査しております。 - 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

令和 6 年度	令和 7 年度
(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 (5) 相互援助積立金 相互援助積立金は、「岐阜県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。 会計上の見積りに関する事項 1. 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 (1) 貸倒引当金 当年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金 1,925 百万円 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「8.引当金の計上方法」「(1)貸倒引当金」に記載しております。 イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、世界的なインフレ圧力の影響や債務者の属する業種・業界における市場の成長性等に基づき収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 当年度末においては、世界的なインフレを背景としたコストの増加が経済活動に及ぼす影響は、さらに今後も続くものと想定し、特に当会の貸出金等の信用リスクに一定の影響があることが懸念されます。しかし、政府の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分への大きな影響はないと仮定を置いたうえで貸倒引当金を算定しております。 ウ. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 (5) 相互援助積立金 相互援助積立金は、「岐阜県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。 会計上の見積りに関する事項 1. 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 (1) 貸倒引当金 当年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金 1,363 百万円 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「8.引当金の計上方法」「(1)貸倒引当金」に記載しております。 イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、世界的なインフレ圧力の影響や債務者の属する業種・業界における市場の成長性等に基づき収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 当年度末においては、世界的なインフレを背景としたコストの増加が経済活動に及ぼす影響は、さらに今後も続くものと想定し、特に当会の貸出金等の信用リスクに一定の影響があることが懸念されます。しかし、政府の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分への大きな影響はないと仮定を置いたうえで貸倒引当金を算定しております。 ウ. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

令和 6 年度

貸借対照表に関する事項

- 有形固定資産の減価償却累計額は、2,123 百万円であります。
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車輛があり、未經過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	15 百万円	30 百万円	45 百万円

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、定期預け金74,000百万円、有価証券 2,038百万円を差し入れております。
- 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、国債に54,283 百万円含まれております。
- 子会社等に対する金銭債権の総額は 146 百万円であります。
- 子会社等に対する金銭債務の総額は 152 百万円であります。
- 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権の額はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務の額はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 ー百万円
危険債権額 2,855 百万円
三月以上延滞債権額 ー百万円
貸出条件緩和債権額 ー百万円
合計額 2,855 百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 31,136 百万円であります。
- 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 53,800 百万円が含まれております。

損益計算書に関する事項

- 子会社等との取引による収益総額 29 百万円
うち事業取引高 29 百万円
- 子会社等との取引による費用総額 238 百万円
うち事業取引高 238 百万円
- 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は 5 百万円であります。

令和 7 年度

貸借対照表に関する事項

- 有形固定資産の減価償却累計額は、2,165 百万円であります。
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車輛があり、未經過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	16 百万円	19 百万円	36 百万円

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、定期預け金70,000百万円、有価証券 1,943百万円を差し入れております。
- 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、国債に82,058 百万円含まれております。
- 子会社等に対する金銭債権の総額は 287 百万円であります。
- 子会社等に対する金銭債務の総額は 163 百万円であります。
- 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権の額はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務の額はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 113 百万円
危険債権額 2,022 百万円
三月以上延滞債権額 ー百万円
貸出条件緩和債権額 ー百万円
合計額 2,135 百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 44,851 百万円であります。
- 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 53,800 百万円が含まれております。

損益計算書に関する事項

- 子会社等との取引による収益総額 29 百万円
うち事業取引高 29 百万円
- 子会社等との取引による費用総額 251 百万円
うち事業取引高 251 百万円
- 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、債権売却損と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は 191百万円であります。

令和 6 年度	令和 7 年度
金融商品に関する事項 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当会は、岐阜県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業を基盤とする金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 金銭の信託は特定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式、投資信託及び投資証券であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 デリバティブ取引において、その他有価証券で保有する債券等の相場変動を相殺する目的で先物・オプション取引を行っており、金利等の変動リスクに晒されております。なお、当年度末における契約残高はありません。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ア. 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、営業部のほか総合管理部（審査管理担当）により行われ、また、定期的に経営陣によるリスクマネジメント委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況についても、総合管理部（リスク管理担当）がチェックしております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、総合管理部（リスク管理担当）において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 イ. 市場リスクの管理 (ア) 金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。 市場リスク管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 (イ) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、ALM委員会並びにリスクマネジメント委員会の監督の下、継続的なモニタリングを通じてリスクの軽減を図っております。 (ウ) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、ALM委員会並びにリスクマネジメント委員会の監督の下、「余裕金運用規程」に従い行っております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 これらの情報は、理事会及びリスクマネジメント委員会において定期的に報告しております。 なお、総合管理部で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、出資先の財務状況をモニタリングしております。 (エ) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「市場リスクマネジメント規程」に基づき実施しております。 (オ) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。	金融商品に関する事項 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当会は、岐阜県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業を基盤とする金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 金銭の信託は特定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式、投資信託及び投資証券であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 デリバティブ取引において、その他有価証券で保有する債券等の相場変動を相殺する目的で先物・オプション取引を行っており、金利等の変動リスクに晒されております。なお、当年度末における契約残高はありません。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ア. 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、営業部のほか総合管理部（審査管理担当）により行われ、また、定期的に経営陣によるリスクマネジメント委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況についても、総合管理部（リスク管理担当）がチェックしております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、総合管理部（リスク管理担当）において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 イ. 市場リスクの管理 (ア) 金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。 市場リスク管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 (イ) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、ALM委員会並びにリスクマネジメント委員会の監督の下、継続的なモニタリングを通じてリスクの軽減を図っております。 (ウ) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、ALM委員会並びにリスクマネジメント委員会の監督の下、「余裕金運用規程」に従い行っております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 これらの情報は、理事会及びリスクマネジメント委員会において定期的に報告しております。 なお、総合管理部で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、出資先の財務状況をモニタリングしております。 (エ) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「市場リスクマネジメント規程」に基づき実施しております。 (オ) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

令和 6 年度

当会のVaRはヒストリカル法(保有期間240日、信頼区間99.0%、観測期間1,200日)により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で26,029百万円です。なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

ウ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず(3)に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,392,234	1,389,150	△3,083
金銭の信託	24,466	22,894	△1,572
満期保有目的の金銭の信託	15,228	13,656	△1,572
その他の金銭の信託	9,238	9,238	—
有価証券	761,113	754,069	△7,043
満期保有目的の債券	68,477	61,433	△7,043
その他有価証券	692,636	692,636	—
貸出金	436,703		
貸倒引当金	△1,910		
貸倒引当金控除後	434,793	430,781	△4,011
資産計	2,612,607	2,596,895	△15,712
貯金	2,473,469	2,469,290	△4,179
借入金	61,200	60,946	△253
負債計	2,534,669	2,530,236	△4,433

(注)1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア、預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ、金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記ウ及びエと同様の方法により評価しております。

ウ、有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

エ、貸出金

貸出金のうち、金利更改期が1年以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

令和 7 年度

当会のVaRはヒストリカル法(保有期間240日、信頼区間99.0%、観測期間1,200日)により算出しており、令和8年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で20,631百万円です。なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

ウ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず(3)に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,394,328	1,389,954	△4,373
金銭の信託	20,701	17,129	△3,571
満期保有目的の金銭の信託	14,346	10,774	△3,571
その他の金銭の信託	6,355	6,355	—
有価証券	691,185	680,688	△10,497
満期保有目的の債券	68,259	57,762	△10,497
その他有価証券	622,926	622,926	—
貸出金	442,078		
貸倒引当金	△1,345		
貸倒引当金控除後	440,733	433,443	△7,290
資産計	2,546,949	2,521,216	△25,732
貯金	2,398,111	2,392,767	△5,343
借入金	42,900	42,793	△106
負債計	2,441,011	2,435,560	△5,450

(注)1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア、預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ、金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記ウ及びエと同様の方法により評価しております。

ウ、有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

エ、貸出金

貸出金のうち、金利更改期が1年以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

令和 6 年度

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

イ. 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
非上場株式	59百万円
その他外部出資	145,134百万円

(注) 非上場株式及びその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,392,234	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—	—	2,500	64,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	46,229	38,841	31,283	40,312	31,651	410,625
貸出金	84,587	66,912	69,659	56,389	43,824	115,330
合計	1,523,250	105,754	100,943	96,701	77,976	589,955

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型除く)1,246百万円については「1年以内」に含めております。

- (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,473,347	16	0	—	105	—
借入金	53,400	7,800	—	—	—	—
合計	2,526,747	7,816	0	—	105	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

有価証券に関する事項

1. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券
該当する有価証券はありません。

- (2) 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	8,859	8,011	△847
	政府保証債	1,315	1,191	△124
	社債	58,302	52,230	△6,072
	小計	68,477	61,433	△7,043
合計		68,477	61,433	△7,043

令和 7 年度

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

イ. 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
非上場株式	59百万円
その他外部出資	144,961百万円

(注) 非上場株式及びその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,394,328	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—	2,500	2,400	61,600
その他の有価証券のうち満期があるもの	45,252	50,588	51,579	29,784	42,205	288,086
貸出金	89,805	76,268	74,805	50,118	46,360	104,610
合計	1,529,387	126,856	126,385	82,402	90,965	454,297

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型除く)2,671百万円については「1年以内」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権、期限の利益を喪失した債権等109百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,397,933	6	66	105	—	—
借入金	42,900	—	—	—	—	—
合計	2,440,833	6	66	105	—	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

有価証券に関する事項

1. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券
該当する有価証券はありません。

- (2) 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	8,842	7,527	△1,314
	政府保証債	1,314	1,110	△203
	社債	58,102	49,123	△8,979
	小計	68,259	57,762	△10,497
合計		68,259	57,762	△10,497

令和 6 年度

(3) その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,175	1,432	743
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	8,000	7,999	0
	政府保証債	—	—	—
	金融債	—	—	—
	社債	700	699	0
	外国証券	13,447	12,206	1,241
	受益証券	196,102	166,519	29,583
	投資証券	625	596	28
小計		221,050	189,453	31,597
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	767	827	△60
	債券	—	—	—
	国債	178,793	189,582	△10,789
	地方債	41,130	43,062	△1,932
	政府保証債	11,876	13,309	△1,433
	金融債	7,253	7,384	△131
	短期社債	14,981	14,993	△12
	社債	135,159	140,759	△5,599
	外国証券	3,265	3,314	△48
	受益証券	77,945	83,899	△5,954
	投資証券	412	469	△56
小計		471,585	497,604	△26,019
合計		692,636	687,058	5,577

(注)上記差額合計から繰延税金負債 1,547百万円を差し引いた額 4,030百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
3. 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	1,188	135	163
債券	81,980	—	7,412
その他	21,117	6,617	50
合計	104,286	6,753	7,626

金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

1. 運用目的の金銭の信託
該当する金銭の信託はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	15,228	13,656	△1,572	—	1,572

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	9,238	7,721	1,516	1,644	128

(注)1. 上記差額から繰延税金負債 423百万円を差し引いた額 1,092百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

令和 7 年度

(3) その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,568	1,918	1,649
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金融債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	12,553	10,797	1,756
	受益証券	234,956	186,913	48,043
	投資証券	751	650	100
小計		251,829	200,279	51,549
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	401	452	△50
	債券	—	—	—
	国債	191,765	204,975	△13,210
	地方債	26,129	27,885	△1,755
	政府保証債	—	—	—
	金融債	9,044	9,287	△242
	短期社債	10,993	10,998	△5
	社債	106,346	110,766	△4,419
	外国証券	772	800	△27
	受益証券	25,280	26,503	△1,223
	投資証券	363	390	△27
小計		371,096	392,060	△20,963
合計		622,926	592,340	30,586

(注)上記差額合計から繰延税金負債 8,537百万円を差し引いた額 22,048百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
3. 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	1,573	348	19
債券	120,550	470	10,100
その他	21,015	4,884	—
合計	143,140	5,704	10,120

金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

1. 運用目的の金銭の信託
該当する金銭の信託はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	14,346	10,774	△3,571	—	3,571

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	6,355	5,233	1,121	1,264	142

(注)1. 上記差額から繰延税金負債 313百万円を差し引いた額 808百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

令和 6 年度	令和 7 年度																																																																																																																																								
退職給付に関する事項 1. 退職給付 (1) 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けており、給与と勤務期間に基づいた一時金を退職給付として支給しております。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 (2) 確定給付制度 ア. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>1,280 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>124 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 66 百万円</td></tr> <tr> <td>その他(注)</td><td>5 百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>1,344 百万円</td></tr> </table> (注) 主な内訳は、出向者にかかる出向負担額等であります。 イ. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>1,344 百万円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債</td><td>1,344 百万円</td></tr> </table> <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>1,344 百万円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債</td><td>1,344 百万円</td></tr> </table> ウ. 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>124 百万円</td></tr> </table> 2. 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっております。 また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、82百万円となっております。 税効果会計に関する事項 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td><td>223 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>375 百万円</td></tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td><td>1,034 百万円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>57 百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>13 百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td><td>10 百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>47 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,763 百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△1,275 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td><td>487 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△1,970 百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td><td>△1,971 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td><td>△1,483 百万円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.23 %</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.07 %</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△1.24 %</td></tr> <tr> <td>事業分量配当金</td><td>△12.71 %</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>1.48 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.00 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>14.83 %</td></tr> </table> 3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が、令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.23%から27.94%に変更されました。その結果、繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が39百万円増加し、その他有価証券評価差額金が50百万円減少し、法人税等調整額が10百万円減少しています。 キャッシュ・フロー計算書に関する事項 キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。	期首における退職給付引当金	1,280 百万円	退職給付費用	124 百万円	退職給付の支払額	△ 66 百万円	その他(注)	5 百万円	期末における退職給付引当金	1,344 百万円	非積立型制度の退職給付債務	1,344 百万円	貸借対照表に計上された負債	1,344 百万円	退職給付引当金	1,344 百万円	貸借対照表に計上された負債	1,344 百万円	簡便法で計算した退職給付費用	124 百万円	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	223 百万円	退職給付引当金超過額	375 百万円	相互援助積立金超過額	1,034 百万円	未払事業税	57 百万円	減価償却超過額	13 百万円	有価証券有税償却額	10 百万円	その他	47 百万円	繰延税金資産小計	1,763 百万円	評価性引当額	△1,275 百万円	繰延税金資産合計(A)	487 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△1,970 百万円	その他	△0 百万円	繰延税金負債合計(B)	△1,971 百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△1,483 百万円	法定実効税率	27.23 %	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.24 %	事業分量配当金	△12.71 %	評価性引当額の増減	1.48 %	その他	0.00 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.83 %	退職給付に関する事項 1. 退職給付 (1) 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けており、給与と勤務期間に基づいた一時金を退職給付として支給しております。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 (2) 確定給付制度 ア. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>1,344 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>143 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 50 百万円</td></tr> <tr> <td>その他(注)</td><td>- 百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>1,440 百万円</td></tr> </table> (注) 主な内訳は、出向者にかかる出向負担額等であります。 イ. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>1,440 百万円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債</td><td>1,440 百万円</td></tr> </table> <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>1,440 百万円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債</td><td>1,440 百万円</td></tr> </table> ウ. 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>143 百万円</td></tr> </table> 2. 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、11百万円となっております。 また、存続組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、77百万円となっております。 税効果会計に関する事項 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td><td>51 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>402 百万円</td></tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td><td>1,034 百万円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>63 百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>12 百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td><td>10 百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>57 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,634 百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△1,103 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td><td>530 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△8,851 百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td><td>△8,851 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td><td>△8,320 百万円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.23 %</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.08 %</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△1.31 %</td></tr> <tr> <td>事業分量配当金</td><td>△10.47 %</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△2.30 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.00 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>13.24 %</td></tr> </table> キャッシュ・フロー計算書に関する事項 キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。	期首における退職給付引当金	1,344 百万円	退職給付費用	143 百万円	退職給付の支払額	△ 50 百万円	その他(注)	- 百万円	期末における退職給付引当金	1,440 百万円	非積立型制度の退職給付債務	1,440 百万円	貸借対照表に計上された負債	1,440 百万円	退職給付引当金	1,440 百万円	貸借対照表に計上された負債	1,440 百万円	簡便法で計算した退職給付費用	143 百万円	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	51 百万円	退職給付引当金超過額	402 百万円	相互援助積立金超過額	1,034 百万円	未払事業税	63 百万円	減価償却超過額	12 百万円	有価証券有税償却額	10 百万円	その他	57 百万円	繰延税金資産小計	1,634 百万円	評価性引当額	△1,103 百万円	繰延税金資産合計(A)	530 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△8,851 百万円	その他	△0 百万円	繰延税金負債合計(B)	△8,851 百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△8,320 百万円	法定実効税率	27.23 %	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.08 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.31 %	事業分量配当金	△10.47 %	評価性引当額の増減	△2.30 %	その他	0.00 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.24 %
期首における退職給付引当金	1,280 百万円																																																																																																																																								
退職給付費用	124 百万円																																																																																																																																								
退職給付の支払額	△ 66 百万円																																																																																																																																								
その他(注)	5 百万円																																																																																																																																								
期末における退職給付引当金	1,344 百万円																																																																																																																																								
非積立型制度の退職給付債務	1,344 百万円																																																																																																																																								
貸借対照表に計上された負債	1,344 百万円																																																																																																																																								
退職給付引当金	1,344 百万円																																																																																																																																								
貸借対照表に計上された負債	1,344 百万円																																																																																																																																								
簡便法で計算した退職給付費用	124 百万円																																																																																																																																								
繰延税金資産																																																																																																																																									
貸倒引当金超過額	223 百万円																																																																																																																																								
退職給付引当金超過額	375 百万円																																																																																																																																								
相互援助積立金超過額	1,034 百万円																																																																																																																																								
未払事業税	57 百万円																																																																																																																																								
減価償却超過額	13 百万円																																																																																																																																								
有価証券有税償却額	10 百万円																																																																																																																																								
その他	47 百万円																																																																																																																																								
繰延税金資産小計	1,763 百万円																																																																																																																																								
評価性引当額	△1,275 百万円																																																																																																																																								
繰延税金資産合計(A)	487 百万円																																																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																																																									
その他有価証券評価差額金	△1,970 百万円																																																																																																																																								
その他	△0 百万円																																																																																																																																								
繰延税金負債合計(B)	△1,971 百万円																																																																																																																																								
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△1,483 百万円																																																																																																																																								
法定実効税率	27.23 %																																																																																																																																								
(調整)																																																																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07 %																																																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.24 %																																																																																																																																								
事業分量配当金	△12.71 %																																																																																																																																								
評価性引当額の増減	1.48 %																																																																																																																																								
その他	0.00 %																																																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.83 %																																																																																																																																								
期首における退職給付引当金	1,344 百万円																																																																																																																																								
退職給付費用	143 百万円																																																																																																																																								
退職給付の支払額	△ 50 百万円																																																																																																																																								
その他(注)	- 百万円																																																																																																																																								
期末における退職給付引当金	1,440 百万円																																																																																																																																								
非積立型制度の退職給付債務	1,440 百万円																																																																																																																																								
貸借対照表に計上された負債	1,440 百万円																																																																																																																																								
退職給付引当金	1,440 百万円																																																																																																																																								
貸借対照表に計上された負債	1,440 百万円																																																																																																																																								
簡便法で計算した退職給付費用	143 百万円																																																																																																																																								
繰延税金資産																																																																																																																																									
貸倒引当金超過額	51 百万円																																																																																																																																								
退職給付引当金超過額	402 百万円																																																																																																																																								
相互援助積立金超過額	1,034 百万円																																																																																																																																								
未払事業税	63 百万円																																																																																																																																								
減価償却超過額	12 百万円																																																																																																																																								
有価証券有税償却額	10 百万円																																																																																																																																								
その他	57 百万円																																																																																																																																								
繰延税金資産小計	1,634 百万円																																																																																																																																								
評価性引当額	△1,103 百万円																																																																																																																																								
繰延税金資産合計(A)	530 百万円																																																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																																																									
その他有価証券評価差額金	△8,851 百万円																																																																																																																																								
その他	△0 百万円																																																																																																																																								
繰延税金負債合計(B)	△8,851 百万円																																																																																																																																								
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△8,320 百万円																																																																																																																																								
法定実効税率	27.23 %																																																																																																																																								
(調整)																																																																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.08 %																																																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.31 %																																																																																																																																								
事業分量配当金	△10.47 %																																																																																																																																								
評価性引当額の増減	△2.30 %																																																																																																																																								
その他	0.00 %																																																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.24 %																																																																																																																																								

■ 損益の状況等

損益の状況

利益総括表

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
資 金 運 用 収 支	8,628	9,468	839
資金運用収益	20,707	25,781	5,073
資金調達費用	12,185	16,459	4,273
金銭の信託運用見合費用	106	146	39
役 務 取 引 等 収 支	692	726	34
役務取引等収益	2,200	2,213	13
役務取引等費用	1,508	1,487	△ 21
そ の 他 事 業 収 支	△ 7,372	△ 9,596	△ 2,224
その他事業収益	39	503	464
その他事業費用	7,412	10,100	2,688
事 業 粗 利 益	1,947	597	△ 1,350
(事業粗利益率)	(0.07)	(0.02)	(△ 0.05)

- (注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 6. 金銭の信託運用見合費用 = 金銭の信託勘定平均残高 × 調達利回り

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	2,692,152	20,707	0.77	2,547,140	25,781	1.01
うち 預 け 金	1,519,028	9,499	0.63	1,383,391	12,219	0.88
有 価 証 券	777,612	9,353	1.20	718,056	9,982	1.39
貸 出 金	393,929	1,849	0.47	443,852	3,566	0.80
資 金 調 達 勘 定	2,630,138	12,079	0.46	2,489,068	16,312	0.66
うち 貯 金・定 積	2,578,363	12,165	0.47	2,455,101	16,312	0.67
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-	-
借 用 金	74,664	19	0.03	55,561	143	0.26
総 資 金 利 鞘			0.21			0.25

- (注) 1. 総資金利鞘 = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 資金調達原価率 = (資金調達費用(貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託見合費用) / (貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他(貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

事業純益

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
事業純益	△ 707	△ 2,115	△ 1,407
実質事業純益	△ 707	△ 2,115	△ 1,407
コア事業純益	6,704	7,508	804
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	5,445	7,257	1,812

- (注)1. 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、
国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

役務取引等収支の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
役務取引等収益	2,200	2,213	13
受入為替手数料	155	176	21
その他受入手数料	2,045	2,037	△ 7
その他の役務取引等収益	-	-	-
役務取引等費用	1,508	1,487	△ 21
支払為替手数料	11	13	1
その他支払手数料	1,496	1,473	△ 22
その他の役務取引等費用	-	-	-

その他事業収益の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
国債等債券売却益	-	476	476
国債等債券償還益	-	-	-
その他の事業収益	39	27	△ 12
合 計	39	503	464

経費の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
人 件 費	1,127	1,195	67
役員報酬	74	80	5
給料手当	758	794	36
(うち賞与引当金繰入額)	(82)	(88)	(6)
福利厚生費	156	162	5
退職給付費用	124	143	18
役員退職慰労金	0	0	△ 0
役員退職慰労引当金繰入	13	15	1
物 件 費	1,468	1,448	△ 19
事業推進費	506	368	△ 138
債権管理費	2	2	△ 0
旅費・交通費	9	9	0
業務費	498	575	76
負担金	179	203	23
施設費	262	277	15
雑費	9	11	2
税金	59	69	10
合 計	2,655	2,713	57

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	4,204	5,073
うち 預 け 金	1,683	2,720
有 価 証 券	2,912	629
貸 出 金	△ 393	1,717
支 払 利 息	△ 235	4,233
うち 貯 金・定 積	155	4,147
譲 渡 性 貯 金	△ 0	-
借 用 金	△ 376	123
差 引	4,440	839

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

諸指標

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	24,835	30,735	29,480	30,384	38,063
経 常 利 益	5,814	5,071	5,841	6,000	7,279
当 期 剰 余 金	5,257	4,674	5,371	5,110	6,315
出 資 金	99,118	101,618	123,618	123,618	123,618
(出 資 口 数)	(9,911,830)	(10,161,830)	(12,361,830)	(12,361,830)	(12,361,830)
純 資 産 額	183,273	174,792	216,105	202,872	222,852
総 資 産 額	3,031,544	2,980,039	2,933,214	2,765,568	2,700,206
貯 金 等 残 高	2,674,552	2,666,177	2,596,225	2,473,469	2,398,111
預 け 金 残 高	1,725,276	1,703,668	1,594,605	1,392,234	1,394,328
貸 出 金 残 高	289,320	339,114	392,693	436,703	442,078
有 価 証 券 残 高	862,408	778,139	780,258	761,113	691,185
剰余金配当金額	3,566	3,584	3,603	4,068	4,068
普通出資配当額	683	683	683	683	683
後配出資配当額	383	401	420	585	585
事業分量配当額	2,499	2,499	2,499	2,799	2,799
職 員 数	138	141	137	136	134
単体自己資本比率	15.76	15.52	17.10	16.64	16.64

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

利益率

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.20	0.26	0.06
純 資 産 経 常 利 益 率	3.05	3.70	0.65
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.17	0.23	0.06
純 資 産 当 期 純 利 益 率	2.60	3.21	0.61

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

事業の概況

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流 動 性 貯 金	31,142 (1.2)	29,846 (1.2)	△ 1,296
定 期 性 貯 金	2,546,875 (98.8)	2,424,886 (98.8)	△ 121,988
そ の 他 の 貯 金	345 (0.0)	369 (0.0)	23
小 計	2,578,363 (100.0)	2,455,101 (100.0)	△ 123,261
譲 渡 性 貯 金	- (-)	- (-)	-
合 計	2,578,363 (100.0)	2,455,101 (100.0)	△ 123,261

- (注)1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金
 3. ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定 期 貯 金	2,454,552 (100.0)	2,378,809 (100.0)	△ 75,743
うち 固 定 金 利 定 期	2,454,552 (100.0)	2,378,809 (100.0)	△ 75,743
変 動 金 利 定 期	- (-)	- (-)	-

- (注)1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

貯金者区分別内訳

(単位:百万円、%)

貯 金 者 区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
会 員	2,459,189 (99.4)	2,386,672 (99.5)	△ 72,517
員 外	14,279 (0.6)	11,438 (0.5)	△ 2,841
地 方 公 共 団 体	730 (0.0)	359 (0.0)	△ 370
金 融 機 関	- (-)	- (-)	-
そ の 他	13,549 (0.6)	11,078 (0.5)	△ 2,470

(注) ()内は構成比です。

一職員当り貯金残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
一 職 員 当 り 貯 金 残 高	18,187	17,896	△ 290

財形貯蓄残高

「該当する取引はありません」

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	2,255	1,843	△ 412
証 書 貸 付	378,876	427,277	48,401
当 座 貸 越	12,797	14,731	1,933
割 引 手 形	-	-	-
合 計	393,929	443,852	49,922

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	332,409 (76.1)	337,130 (76.3)	4,721
変 動 金 利 貸 出	104,293 (23.9)	104,947 (23.7)	653
合 計	436,703 (100.0)	442,078 (100.0)	5,375

(注) ()内は構成比です。

貸出金の貸出先別残高

(単位:百万円、%)

貸 出 先	令和6年度	令和7年度	増 減
会 員	20,160 (4.6)	20,539 (4.6)	379
総 合 農 協	3,200 (0.7)	2,000 (0.5)	△ 1,200
そ の 他 農 協・連 合 会	16,478 (3.8)	18,135 (4.1)	1,657
会 員 の 組 合 員	420 (0.1)	364 (0.1)	△ 55
准 会 員	61 (0.0)	39 (0.0)	△ 21
員 外	416,543 (95.4)	421,539 (95.4)	4,995
地 方 公 共 団 体	1,388 (0.3)	1,218 (0.3)	△ 169
金 融 機 関	167,737 (38.4)	171,013 (38.7)	3,276
そ の 他	247,417 (56.7)	249,306 (56.4)	1,889

(注) ()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金・定 期 積 金 等	298	498	199
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	7,791	6,907	△ 884
そ の 他 担 保 物	600	300	△ 300
小 計	8,690	7,705	△ 984
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	727	684	△ 42
そ の 他 保 証	4,310	75	△ 4,234
小 計	5,038	760	△ 4,277
信 用	422,975	433,612	10,637
合 計	436,703	442,078	5,375

債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金・定 期 積 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
小 計	-	-	-
信 用	112	99	△ 12
合 計	112	99	△ 12

貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	23,005 (5.3)	23,996 (5.4)	990
運 転 資 金	413,698 (94.7)	418,082 (94.6)	4,384
合 計	436,703 (100.0)	442,078 (100.0)	5,375

(注) ()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	1,003 (0.2)	949 (0.2)	△ 54
林 業	1,516 (0.4)	1,513 (0.3)	△ 2
水 産 業	- (-)	- (-)	-
製 造 業	66,593 (15.2)	69,405 (15.7)	2,812
鉱 業	410 (0.1)	408 (0.1)	△ 1
建 設 業	15,751 (3.6)	18,786 (4.3)	3,035
電気・ガス・熱供給・水道業	22,280 (5.1)	23,280 (5.3)	1,000
運 輸 ・ 通 信 業	28,691 (6.6)	27,993 (6.3)	△ 698
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 業	30,719 (7.0)	32,082 (7.3)	1,363
金 融 ・ 保 険 業	204,687 (46.9)	205,213 (46.4)	526
不 動 産 業	16,909 (3.9)	15,219 (3.4)	△ 1,690
サ ー ビ ス 業	46,681 (10.7)	45,947 (10.4)	△ 733
地 方 公 共 団 体	1,388 (0.3)	1,218 (0.3)	△ 169
そ の 他	70 (0.0)	60 (0.0)	△ 10
合 計	436,703 (100.0)	442,078 (100.0)	5,375

(注) ()内は構成比です。

貯貸率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
期 末	17.7	18.4	0.7
期 中 平 均	15.3	18.1	2.8

(注)1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

一職員当り貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
一 職 員 当 り 貸 出 金 残 高	3,211	3,299	88

主要な農業関係の貸出金残高

営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	1,067	943	△ 124
穀 作	99	129	30
野 菜 ・ 園 芸	177	166	△ 11
果 樹 ・ 樹 園 農 業	12	10	△ 2
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	165	156	△ 8
養 鶏 ・ 養 卵	467	346	△ 121
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	146	135	△ 11
農 業 関 連 団 体 等	19,509	21,144	1,635
合 計	20,577	22,088	1,511

- (注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記 業種別貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全国農業協同組合連合会とその子会社等が含まれています。

資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	19,771	21,354	1,582
農 業 制 度 資 金	805	733	△ 71
農 業 近 代 化 資 金	795	725	△ 69
そ の 他 制 度 資 金	10	8	△ 1
合 計	20,577	22,088	1,511

- (注)1. 「プロパー資金」とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	2,016	1,879	△ 137
合 計	2,016	1,879	△ 137

- (注) 「日本政策金融公庫資金」は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和7年度	113	0	-	112	113
危険債権	令和6年度	2,855	1,343	11	1,500	2,855
	令和7年度	2,022	1,016	3	1,003	2,022
要管理債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和7年度	-	-	-	-	-
	三月以上延滞債権	令和6年度	-	-	-	-
		令和7年度	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	令和6年度	-	-	-	-
		令和7年度	-	-	-	-
小 計	令和6年度	2,855	1,343	11	1,500	2,855
	令和7年度	2,135	1,016	3	1,115	2,135
正 常 債 権	令和6年度	434,247				
	令和7年度	440,438				
合 計	令和6年度	437,103				
	令和7年度	442,573				

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

「該当する取引はありません」

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期 残	首 高	期 中 増加額	期中減少額		期 残	首 高	期 中 増加額	期中減少額	
				目的使用	その他				目的使用	その他
一 般 貸 倒 引 当 金	567		425	-	567	425	425	247	-	425
個 別 貸 倒 引 当 金	963		1,500	5	957	1,500	1,500	1,115	191	1,309
合 計	1,530		1,925	5	1,525	1,925	1,925	1,363	191	1,734

貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金に引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺しています。

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	204,574	172,397	△ 32,176
地 方 債	70,363	47,520	△ 22,842
短 期 社 債	10,450	48,418	37,967
社 債	202,527	193,020	△ 9,506
株 式	2,395	2,288	△ 107
外 国 証 券	15,006	12,129	△ 2,876
そ の 他 の 証 券	272,294	242,281	△ 30,013
合 計	777,612	718,056	△ 59,555

商品有価証券種類別平均残高

「該当する取引はありません」

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類		1年以下	1 年 超 3 年 以下	3 年 超 5 年 以下	5 年 超 7 年 以下	7 年 超 10 以下	10 年 超	期 間 の 定 め の な い も の	合 計
令和6年度	国 債	-	21,950	4,399	57,369	58,074	37,000	-	178,793
	地 方 債	17,039	2,924	6,299	5,888	19,386	6,450	-	57,989
	短 期 社 債	14,981	-	-	-	-	-	-	14,981
	社 債	10,685	37,302	54,163	29,935	28,852	40,475	-	201,416
	株 式	-	-	-	-	-	-	2,942	2,942
	外 国 証 券	1,496	5,192	6,896	2,613	513	-	-	16,712
	その他の証券	1,946	2,587	946	15,371	18,379	140,809	108,238	288,277
令和7年度	国 債	22,004	33,071	29,739	7,564	74,901	24,484	-	191,765
	地 方 債	905	3,955	6,435	3,070	16,936	3,669	-	34,971
	短 期 社 債	10,993	-	-	-	-	-	-	10,993
	社 債	11,238	57,051	36,541	13,181	36,310	19,170	-	173,494
	株 式	-	-	-	-	-	-	3,970	3,970
	外 国 証 券	-	6,959	2,263	4,103	-	-	-	13,326
	その他の証券	-	-	-	3,008	5,648	124,871	129,136	262,664

貯証率

(単位:%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
期 末	30.8	28.8	△ 2.0
期 中 平 均	30.2	29.2	△ 1.0

- (注)1. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 2. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

有価証券の時価情報

①売買目的有価証券

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

②満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超過しないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	8,859	8,011	△ 847	8,842	7,527	△ 1,314
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	58,302	52,230	△ 6,072	58,102	49,123	△ 8,979
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	1,315	1,191	△ 124	1,314	1,110	△ 203
	小 計	68,477	61,433	△ 7,043	68,259	57,762	△ 10,497
合 計		68,477	61,433	△ 7,043	68,259	57,762	△ 10,497

③その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額を超過するもの	株式	2,175	1,432	743	3,568	1,918	1,649
	債券	8,700	8,699	0	-	-	-
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	8,000	7,999	0	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	700	699	0	-	-	-
	その他	210,174	179,321	30,853	248,260	198,360	49,900
	外国証券	13,447	12,206	1,241	12,553	10,797	1,756
	その他の証券	196,727	167,115	29,611	235,707	187,563	48,143
	小 計	221,050	189,453	31,597	251,829	200,279	51,549
貸借対照表計上額を超過しないもの	株式	767	827	△ 60	401	452	△ 50
	債券	377,318	395,783	△ 18,465	344,279	363,913	△ 19,634
	国債	178,793	189,582	△ 10,789	191,765	204,975	△ 13,210
	地方債	41,130	43,062	△ 1,932	26,129	27,885	△ 1,755
	短期社債	14,981	14,993	△ 12	10,993	10,998	△ 5
	社債	142,413	148,144	△ 5,731	115,391	120,053	△ 4,662
	その他	93,499	100,993	△ 7,493	26,416	27,694	△ 1,278
	外国証券	3,265	3,314	△ 48	772	800	△ 27
	その他の証券	90,234	97,679	△ 7,444	25,643	26,894	△ 1,251
	小 計	471,585	497,604	△ 26,019	371,096	392,060	△ 20,963
合 計		692,636	687,058	5,577	622,926	592,340	30,586

金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-	-	-

②満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借対照表計上額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	時価差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	時価差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	15,228	13,656	△ 1,572	-	1,572	14,346	10,774	△ 3,571	-	3,571

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	時価差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	時価差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	9,238	7,721	1,516	1,644	128	6,355	5,233	1,121	1,264	142

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

その他業務に関する指標

受託貸付金の残高

(単位:百万円)

受 託 先	令和6年度	令和7年度
株式会社日本政策金融公庫(旧農林公庫)	2,016	1,879
株式会社日本政策金融公庫(旧国民公庫)	22	13
独立行政法人住宅金融支援機構	6,189	5,737
独立行政法人福祉医療機構	2	1
合 計	8,231	7,631

内国為替の取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送 金 ・ 振 込 為 替 (件数) 金 額	(1,401,707)	(4,659,789)	(1,710,401)	(4,689,334)
	1,467,271	1,663,368	1,509,024	1,717,538
代 金 取 立 (件数) 金 額	(-)	(-)	(-)	(-)
	-	-	-	-

公共債の引受額

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
国 債	-	-
地 方 債	6,480	8,240
政 府 保 証 債	-	-

公共債の窓販実績

「該当する事項はありません」

デリバティブ取引等

「該当する取引はありません」

■ 自己資本の充実の状況

自己資本の状況

○自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は16.64%となりました。

○経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	岐阜県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	455億円（前年度455億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	岐阜県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	780億円（前年度780億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	193,680	195,927
うち、出資金及び資本準備金の額	123,618	123,618
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	74,130	76,377
うち、外部流出予定額(△)	4,068	4,068
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,128	3,950
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,128	3,950
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	197,808	199,877
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	66	43
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	66	43
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	66	43
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	197,742	199,834

項 目	令和6年度	令和7年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,169,480	1,183,394
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,485	17,170
資本フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,187,966	1,200,564
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(二))	16.64%	16.64%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,877	-	-	1,324	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	189,750	-	-	205,350	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	12,296	-	-	9,870	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	61,397	-	-	38,032	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	15,108	1,510	60	14,015	1,401	56
我が国の政府関係機関向け	84,012	6,934	277	60,821	5,950	238
地方三公社向け	12,837	829	33	10,929	742	29
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,578,680	316,877	12,675	1,599,631	321,228	12,849
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	10,806	2,711	108	38,495	8,259	330
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	479,220	216,075	8,643	481,152	205,829	8,233
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,727	4,744	189	8,529	5,355	214
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	2,911	2,754	110	2,629	2,459	98
(うち自己居住用不動産等向け)	-	-	-	-	-	-
(うち賃貸用不動産向け)	70	52	2	69	53	2
(うち事業用不動産関連向け)	2,841	2,702	108	2,559	2,405	96
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	113	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	97	19	0	6	1	0
信用保証協会等による保証付	867	81	3	773	73	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	14,383	14,383	575	11,364	14,773	590
上記以外	196,615	491,538	19,661	200,166	495,081	19,803
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	1,304	3,260	130	1,304	3,260	130
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	195,311	488,277	19,531	195,306	488,265	19,530
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,566	2,566	102	3,556	3,556	142
証券化	2,115	422	16	2,012	402	16
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	2,115	422	16	2,012	402	16
再証券化	-	-	-	-	-	-

		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	250,431	110,739	4,429	213,417	130,090	5,203
	（うちルックスルー方式）	250,431	110,739	4,429	213,417	130,090	5,203
	（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
	（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
	（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
	（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	2,913,899	1,169,478	46,779	2,860,140	1,183,390	47,335
	CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	122	2	0	174	3	0
合計（信用リスク・アセットの額）		2,914,022	1,169,480	46,779	2,860,315	1,183,394	47,335
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 （標準的計測手法）		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		18,485		739	17,170		686
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		1,187,966		47,518	1,200,564		48,022

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,485	17,170
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	739	686
BI	12,323	11,447
BIC	1,478	1,373

- （注）1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

○リスク管理の方針および手続の概要

- ① 当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置付け、信用リスク管理方針・信用リスクマネジメント規程を定め適切に管理しています。

当会では、ミドル部門とフロント部門における牽制体制のもと、与信限度額の遵守状況ならびに格付別・業種別の与信分布状況および個別与信先の信用状況にかかるモニタリング報告を行うことにより、信用エクスポージャーの保安全管理に努めるとともに、「リスク計量化にかかる算出基準」に基づき信用リスクの計測を行い、経営体力を基準に設定されたリスク許容量の範囲内においてリスクテイクを行うことにより、リスクバランスを考慮した効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

また、専務理事、常務理事ならびに総合管理部、資金証券部、営業部の各部長で構成するリスクマネジメント委員会を、原則として四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容および対応方針を検討しています。

- ② 当会における貸倒引当金の計上は、「経理規程」および「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者にかかる債権およびそれと同等の状況にある債務者にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

すべての債権は、資産の「自己査定規程」に基づく資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部署が査定結果を検証したうえで上記の引当を行っています。

○標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日 本 貿 易 保 険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および
延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残 高	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭 デリバティブ	延滞 エクスポ ージャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残 高	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭 デリバティブ	延滞 エクスポ ージャー
	国 内	2,646,875	588,579	487,866	-	-	2,634,214	630,880	433,940	-	113
	国 外	14,599	-	14,599	-	-	10,671	-	10,671	-	-
	地域別残高計	2,661,475	588,579	502,466	-	-	2,644,885	630,880	444,612	-	113
法人	農業	1,104	1,100	-	-	-	1,046	1,042	-	-	3
	林業	1,620	1,620	-	-	-	1,619	1,619	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	126,938	83,695	42,616	-	-	129,331	90,083	38,509	-	109
	鉱業	725	425	300	-	-	423	423	-	-	-
	建設・不動産業	78,830	56,870	19,536	-	-	79,043	58,390	18,203	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	59,704	26,299	33,051	-	-	50,898	28,308	22,235	-	-
	運輸・通信業	107,039	40,057	66,376	-	-	88,851	39,306	48,913	-	-
	金融・保険業	1,877,187	269,569	54,606	-	-	1,908,341	306,595	46,256	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	128,248	107,408	20,320	-	-	119,221	103,766	15,010	-	-
	日本国政府・地方公共団体	251,148	1,392	249,755	-	-	243,383	1,224	242,158	-	-
	上記以外	23,349	6	15,903	-	-	17,731	5	13,324	-	-
	個 人	133	133	-	-	-	113	113	-	-	-
	その他	5,443	-	-	-	-	4,880	-	-	-	-
	業種別残高計	2,661,475	588,579	502,466	-	-	2,644,885	630,880	444,612	-	113
	1年以下	1,533,274	97,391	43,220	-		1,588,180	147,591	44,345	-	
	1年超3年以下	228,654	163,475	65,179	-		308,124	207,524	100,599	-	
	3年超5年以下	210,083	138,155	71,927	-		181,435	106,454	74,980	-	
	5年超7年以下	139,930	41,198	98,731	-		78,337	52,322	26,014	-	
	7年超10年以下	157,471	33,188	124,282	-		212,930	69,405	143,525	-	
	10年超	168,430	53,971	99,124	-		71,243	1,747	55,146	-	
	期限の定めのないもの	223,630	61,197	-	-		204,634	45,834	-	-	
	残存期間別残高計	2,661,475	588,579	502,466	-		2,644,885	630,880	444,612	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	567	425	-	567	425	425	247	-	425	247
個別貸倒引当金	963	1,500	5	957	1,500	1,500	1,115	191	1,309	1,115

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

		令和6年度						令和7年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	74	64	5	69	64	-	64	63	-	64	63	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	504	908	-	504	908	-	908	515	191	717	515	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	149	195	-	149	195	-	195	210	-	195	210	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	13	13	-	13	13	-	13	13	-	13	13	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	199	303	-	199	303	-	303	307	-	303	307	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人		21	13	-	21	13	-	13	5	-	13	5	-
業種別計		963	1,500	5	957	1,500	-	1,500	1,115	191	1,309	1,115	-

- (注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。
2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度							令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	2,877	-	2,877	-	-	0	0	1,324	-	1,324	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	189,750	-	189,750	-	-	0	0	205,350	-	205,350	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	12,296	-	12,296	-	-	0	0～150	9,870	-	9,870	-	-	0
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	61,397	-	61,397	-	-	0	0	38,032	-	38,032	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	15,108	-	15,108	-	1,510	10	10～20	14,015	-	14,015	-	1,401	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	84,012	-	84,012	-	6,934	8	10～20	60,821	-	60,821	-	5,950	10
地方三公社向け	20	12,837	-	12,837	-	829	6	20	10,853	758	10,853	75	742	7
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	1,520,525	63,855	1,517,325	58,155	316,877	20	20～150	1,531,307	76,423	1,529,307	68,323	321,228	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	10,806	-	10,806	-	2,711	25	20～150	10,908	27,586	10,908	27,586	8,259	21
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	382,954	114,116	382,108	95,371	216,075	45	20～150	359,025	141,359	358,545	121,652	205,829	43
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	7,191	311	6,987	157	4,744	66	45～100	7,817	2,293	7,492	346	5,355	68
（うちトラザクター向け）	45	-	-	-	-	-	-	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20～150	2,684	-	2,651	-	2,754	104	20～150	2,467	-	2,433	-	2,459	101
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	-	-	-	-	-	-	20～75	-	-	-	-	-	-
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	57	-	57	-	52	92	30～150	63	-	63	-	53	84
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	2,627	-	2,594	-	2,702	104	70～150	2,403	-	2,370	-	2,405	102
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	-	-	-	-	-	-	50～150	-	3	-	0	0	50
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	97	-	97	-	19	20	20	6	-	6	-	1	20
信用保証協会等による保証付	0～10	867	-	867	-	81	9	0～10	773	-	773	-	73	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	14,383	-	14,383	-	14,383	100	250～400	11,364	-	11,364	-	14,773	130

項 目	令和6年度							令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
上記以外	100～1250	199,181	-	199,181	-	494,104	248	100～1250	200,166	-	200,166	-	495,081	247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	1,304	-	1,304	-	3,260	250	250～400	1,304	-	1,304	-	3,260	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	195,311	-	195,311	-	488,277	250	250	195,306	-	195,306	-	488,265	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	2,566	-	2,566	-	2,566	100	100	3,556	-	3,556	-	3,556	100
証券化	-	2,115	-	2,115	-	422	20	-	2,012	-	2,012	-	402	20
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	2,115	-	2,115	-	422	20	-	2,012	-	2,012	-	402	20
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	250,431	-	250,431	-	110,739	44	-	213,417	-	213,417	-	130,090	61
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	2,758,714	178,283	2,754,431	153,685	1,169,478	-	-	2,668,626	220,837	2,665,788	190,398	1,183,390	-

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	189,750	-	-	-	-	-	189,750						
外国の中央政府及び中央銀行向け	12,296	-	-	-	-	-	12,296						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	61,397	-	-	-	-	-	-	61,397					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	15,108	-	-	-	-	-	15,108					
我が国の政府関係機関向け	14,669	69,343	-	-	-	-	-	84,012					
地方三公社向け	8,692	-	4,145	-	-	-	-	12,837					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,557,662	17,818	-	-	-	-	-	0	1,575,480				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	5,301	5,504	-	-	-	-	-	-	10,806				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	188,070	213,626	15,369	-	-	60,121	-	-	292	477,479			
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-						
株式等	-	-	-	14,383	-	-	-						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	34	42	7,068	7,145								
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け (うち賃貸用不動産向け)	10	-	-	-	-	-	-	-	47	-	-	-	57
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け (うち事業用不動産関連向け)	367	23	2,203	-	-	-	2,594						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け (うちその他不動産関連向け)	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け (うちADC向け)	-	-	-										
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-							
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-							
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	2,877	-	-	-	-	-	2,877						
取立未済手形	-	-	97	-	-	-	97						
信用保証協会等による保証付	55	811	-	-	-	-	867						
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-						

(単位:百万円)

（単位：百万円）

項 目	令和7年度													
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）													
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	205,350	-		-		-		-		-		205,350		
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,870	-		-		-		-		-		9,870		
国際決済銀行等向け	-	-		-		-		-		-		-		
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	38,032	-	-	-	-	-	-	38,032						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
地方公共団体金融機構向け	-	14,015	-	-	-	-	-	14,015						
我が国の政府関係機関向け	1,318	59,502	-	-	-	-	-	60,821						
地方三公社向け	7,217	-	3,711	-	-	-	-	10,929						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,580,611	17,019	-	-	-	-	-	0	1,597,631					
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	32,888	5,606	-	-	-	-	-	-	38,495					
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	216,670	195,126	12,707	-	-	55,401	-	-	292	480,198				
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-								
株式等	-	-	11,364	-	-	11,364								
	45%	75%	100%	その他	合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	38	37	7,762	7,838									
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-									
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け （うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け （うち賃貸用不動産向け）	17	-	-	-	-	-	-	-	46	-	-	63		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向け （うち事業用不動産関連向け）	409	186	1,773	-	-	-	2,370							
	60%	その他	合計											
不動産関連向け （うちその他不動産関連向け）	-	-	-											
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向け （うちADC向け）	-	-	-	-										
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	0	-	-	-	0									
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-									
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	1,324	-	-	-	-	1,324								
取立未済手形	-	-	6	-	-	6								
信用保証協会等による保証付	42	730	-	-	-	773								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-								

資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円、%)

リスク・ウェイト 区 分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減 効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額およ び与信相当額 の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適 用後)	CCF・信用リスク削減 効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額およ び与信相当額 の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適 用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	2,033,456	121,593	94	2,144,664	2,008,002	161,505	94	2,157,220
40%～70%	180,123	34,192	99	213,997	162,854	33,756	98	195,639
75%	13,384	2,018	100	15,403	10,730	2,015	100	12,746
80%	-	-	-	-	-	-	-	-
85%	5,519	249	46	5,472	5,945	2,240	14	6,144
90%～100%	57,805	20,228	15	60,188	52,249	21,319	18	55,625
105%～130%	2,283	-	-	2,250	1,852	-	-	1,819
150%	-	-	-	-	-	-	-	-
250%	14,383	-	-	14,383	11,364	-	-	11,364
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	30	0	100	29	30	0	100	29
合 計	2,306,985	178,283	86	2,456,388	2,253,029	220,837	86	2,440,590

信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	14,669	-	-	1,318	-
地方三公社向け	-	8,692	-	-	7,217	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	292	1,000	-	292	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	216	1,351	-	76	1,462	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	55	-	-	42	-
合 計	508	25,768	-	368	10,041	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

○派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および
手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、「リスク計量化にかかる算出基準」に基づく市場リスクの計測を行い、経営体力を基準に設定された市場リスク全体の許容量の範囲内で適切に管理を行っています。

また、日次で評価損益のモニタリング(投資信託等のファンドに内包される派生商品を除く)を行い、価格変動等により損失を被るリスクの把握を適切に行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受け渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

なお、当会において長期決済期間取引に該当する取引はありません。

派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和6年度

(単位:百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	122	-	-	-	122
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	122	-	-	-	122
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)		-				-
合 計	-	122	-	-	-	122

令和7年度

(単位:百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	174	-	-	-	174
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	174	-	-	-	174
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)		-				-
合 計	-	174	-	-	-	174

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	-	-	-	-
クレジットデフォルトスワップ	-	-	-	-
その他	-	-	-	-

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

「該当する取引はありません」

証券化エクスポージャーに関する事項

○リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、ミドル部門とフロント部門における牽制体制のもと、「証券化商品等にかかる管理基準」等に基づき、証券化および再証券化エクスポージャーの保全管理に努めています。

また、当会は投資家として証券化取引を行っており、オリジネーター等他の役割での証券化取引は行っていません。

○体制の整備およびその運用状況の概要

当会では、証券化取引を行うに際して必要となる投資体制、投資時のデューデリジェンスおよび投資後におけるモニタリング・報告等証券化案件にかかる取扱いについて定めた「証券化商品等にかかる管理基準」等に基づき、証券化エクスポージャーの管理を行っています。

○信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

「該当ありません」

○信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は 1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

○当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

「該当する取引はありません」

○当会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等

「該当する子会社等はありません」

○証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

○証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

○内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

「該当する取引はありません」

(注) オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	2,115	-	2,012	-
	その他	-	-	-	-
	合計	2,115	-	2,012	-
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

令和6年度

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	-	-	オン・バランス	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	2,115	16		100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-		250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-		400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-		1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-				
	1250%	-	-				
	合計	2,115	16		合計	-	-
オフ・バランス	0%～15%未満	-	-	オフ・バランス	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-		100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-		250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-		400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-		1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-				
	1250%	-	-				
	合計	-	-		合計	-	-

令和7年度

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	-	-	オン・バランス	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	2,012	16		100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-		250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-		400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-		1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-				
	1250%	-	-				
	合計	2,012	16		合計	-	-
オフ・バランス	0%～15%未満	-	-	オフ・バランス	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-		100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-		250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-		400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-		1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-				
	1250%	-	-				
	合計	-	-		合計	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

令和6年度					令和7年度				
クレジットカード 与信	住宅ローン	自動車 ローン	その他	合計	クレジットカード 与信	住宅ローン	自動車 ローン	その他	合計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 自己資本比率告示第 224 条ならびに第 224 条の 4 第 1 項第 1 号および第 2 号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト 1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つ I/O ストリップスによりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つ I/O ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引にかかる他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削除手法の有無	無
--------------	---

CVAリスクに関する事項

○CVA リスク相当額の算出に使用する手法(SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。)の名称および各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しております。

○CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要(CVAリスクのヘッジ方針およびヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

マーケット・リスクに関する事項

○リスク管理の方針および手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

なお、当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

○リスク管理の方針および手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、収益発生を意図し、能動的に取得する信用リスク、市場リスク、流動性リスクを除いたその他リスクを「オペレーショナル・リスク」と定義し、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めて管理しています。

オペレーショナル・リスク管理は、各種リスクに優先順位をつけて対応することで、有限な経営資源の合理的な配分を行うこととし、リスクの発生そのものが統制活動の対象となる法務リスク、事務リスク、システムリスクの発生可能性および発生時の損失額を極小化することを目的とし、以下の内容により管理しています。

① 法務リスク管理

法令違反や不適切な契約締結などに起因し、損害やトラブルが発生する法務リスクに対する事前予防・未然防止策として、実践計画「コンプライアンス・プログラム」を策定し、法務リスクマネジメント態勢の浸透・強化を図っています。

また、個別金融商品にかかる契約書上の権利義務関係についての法的な取扱いや顧客の法的行為能力・適合性の確認あるいは説明義務については、業務執行部門が一次的な法的検討を行ったうえで、必要に応じて弁護士等への相談を経て、コンプライアンス委員会において二次的な法的検討を行うことで法務リスクの極小化を図るように努めています。

② 事務リスク管理

業務の過程または役職員の活動が不適切であることにより損失が発生する事務リスクの未然防止策として、諸規程、事務手続の整備・改善、職員の教育・啓蒙の充実、事務処理の集中化、迅速・確実な事務処理をサポートするシステムの構築、業務監査・特別内部監査を通じた事故防止・事務能力向上に取り組んでいます。

また、事故対応および再発防止策として「事故等対応要領」に基づく事故等情報の把握・分析・対応、また、「利用者サポート等対応管理規程」に基づく顧客等からの相談・苦情等の把握・分析・円滑な解決策の策定を行うことにより事務リスクの極小化を図るよう努めています。

③ システムリスク管理

システムが不適切であることにより損失が発生するシステムリスクを極力未然に防止し、万一の場合の損失をできるだけ抑えるため、各種情報資産（情報および情報システム）の洗い出し、リスクが顕在化する頻度、損失の大きさ等の調査・分析、ならびに安全対策基準等の遵守状況管理を行っています。

また、万一の事故等緊急時の対応に備え、「災害等対策規程」ならびに「危機管理計画」に基づく、大規模・広域的な自然災害、コンピュータシステム障害等にかかる緊急時対応態勢の構築を行うことでシステムリスクの極小化を図るよう努めています。

○BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILD(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILD、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

○ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第 250 条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

○出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、「出資等または株式等エクスポージャー」に対して、以下の方針に基づき管理しています。

① 有価証券勘定の株式または出資

有価証券勘定の株式または出資については、「リスク計量化にかかる算出基準」に基づき、市場リスクの計測を行い、経営体力を基準に設定された市場リスク全体の許容量の範囲内で適切に管理を行っています。

また、日次で評価損益のモニタリングを行い、価格変動等により損失を被るリスクの把握を適切に行っています。

② 外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、当会の業務と関連を有している法人もしくは団体について取得しており、年1回、取引先の財務状況について確認を行っています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	2,942	2,942	3,970	3,970
非上場	145,193	145,193	145,021	145,021
合 計	148,136	148,136	148,991	148,991

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
135	163	-	348	19	-

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
743	60	1,649	50

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	250,431	213,417
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、リスクテイクを行うにあたっては、自己資本をベースとする経営体力に見合う範囲で、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスを考慮した効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

このため、金利リスクを含む市場リスクは、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置付け、市場リスク管理方針・市場リスクマネジメント規程を定め適切に管理しています。

また、金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRBB）については、ミドル部門とフロント部門における牽制体制のもと、金利リスクにかかるポジション枠を理事会で決定し、経営体力を基準に設定されたリスク許容量の範囲内においてリスクテイクを行っております。

リスク管理においては、月次でIRBBを計測するとともに、「リスク計量化にかかる算出基準」に基づき市場リスク量の計測を行い、モニタリング結果について四半期ごとにリスクマネジメント委員会および理事会に報告しています。

○金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.078年です。

① 流動性貯金への満期の割り当て方法およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しており、流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年となっております。

② 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。

③ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しており、通貨間の相関等は考慮していません。

④ スプレッドに関する前提

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは、金利ショックの設定上は不変としています。

⑤ 内部モデルの使用に関する前提

内部モデルは使用していません。

⑥ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\angle$ EVEの前事業年度からの変動要因は、国債等の売却によるものです。

⑦ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		イ	ロ	ハ	ニ
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方平行シフト	48,278	40,242	7,804	7,166
2	下方平行シフト	-	-	-	-
3	スティープ化	29,021	24,473		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	48,278	40,242	7,804	7,166
		ホ		ヘ	
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	197,742		199,834	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方平行シフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める平行シフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方平行シフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める平行シフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

役員

○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

○役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は次のとおりです。

なお、基本報酬は所定日に指定口座への振込の方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	77	15

- (注) 1. 対象役員は、経営管理委員7名、理事4名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)
2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

○対象役員の報酬等の決定等

(1) 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の会員JA会長または組合長から選出された委員5人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

(2) 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬を受ける者(注3)のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。
3. 令和7年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるものはいませんでした。

その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

財務諸表の適正等にかかる確認

確認書

確 認 書

1. 私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月17日

岐阜県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 **野 津 博 和**

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

会計監査人の監査

当会の令和7年3月期および令和8年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記表およびその附属明細書並びに剰余金処分案については、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、それぞれ令和7年5月29日および令和8年5月28日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

用語解説

自己資本比率関係

用 語	解 説
バーゼルⅢ	金融危機の再発を防ぐため、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が公表している、銀行の健全性を維持するための規制です。
コア資本に係る基礎項目	普通出資、後配出資、内部留保（資本剰余金、利益剰余金等）、一般貸倒引当金等が該当します。
外部流出予定額	普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額から控除する剰余金の配当の予定額です。
コア資本に係る調整項目	無形固定資産（のれん、ソフトウェア等）、繰延税金資産、他の金融機関向け出資等が該当し、自己資本の額を算出するうえで、コア資本にかかる基礎項目から控除されます。
モーゲージ・サービシング・ライツ	住宅ローンを証券化した際に、住宅ローンから発生するキャッシュフローの管理・回収（元利金、遅延損害金、担保物件の賃貸料等の債権の管理・回収業務）による手数料を受ける権利を無形固定資産として計上したものです。
所要自己資本額	リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。国内基準で最低限必要とされる自己資本額になります。
オペレーショナル・リスク	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクや、システムの誤作動により生じるシステムリスク等が該当します。
標準的手法	事業規模要素（BIC）の額に内部損失乗数（ILM）を乗じてオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。事業規模要素とは、金利要素、役務要素、金融商品要素それぞれの過去3年間の平均を足し合わせた値（BI）から成り立っています。
単体自己資本比率	単体自己資本の額をリスク・アセット等の総額で除して得た比率です。国内基準では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取決めににより8%以上が必要とされています。
自己資本額	コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を減算した額となります。

信用リスク、市場リスク関係他

用 語	解 説
エクスポージャー	リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
リスク・アセット	リスクを有する資産（有価証券、貸出金等）に、リスクの種類・大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じ、再評価した資産金額です。
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少または消失し損失を被るリスクのことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの種類・大きさに応じた掛目のことです。
CVAリスク	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額をいう。）が変動するリスクのことです。
CCF	Credit Conversion Factorの略で、債務保証やデリバティブ取引等のオフバランス取引について、オンバランスに相当する額に換算する為に必要な比率のことです。

用 語	解 説
中央清算機関	金融商品取引法に定める金融商品債務引受業を営む者、商品先物取引法に定める商品取引債務引受業を営む者または外国の法令に準拠して設立された法人で外国で金融商品債務引受業または商品取引債務引受業と同種類の業務を営む者が該当します。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するにあたって用いることが出来る格付を付与する格付機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。
信用リスク削減手法	自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。
市場リスク、マーケットリスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフ・バランス資産・負債を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。
派生商品取引	その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。
TLAC	グローバルに活動している金融機関が経営危機に陥った場合に、当該金融機関の重要な機能を維持しつつ秩序ある破綻処理を行うことを目的とした国際的な枠組みにおいて、対象となる金融機関が予め確保すべき「総損失吸収力」のことです。
証券化エクスポージャー	原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
再証券化エクスポージャー	原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
適格STC要件	証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する際に、簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化エクスポージャーを特定するための要件です。
ルックスルー方式	ファンドにかかる信用リスク・アセット額の算出において、一定の要件を満たす場合に、ファンドの組入資産を直接保有しているとみなして、当該ファンドのリスク・ウェイトを判定する方式のことです。
マンドート方式	ファンドにかかる信用リスク・アセット額の算出において、ルックスルー方式が適用できない場合に、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセット額が大きくなる資産構成を想定し、当該ファンドのリスク・ウェイトを判定する方式のことです。
蓋然性方式	ファンドにかかる信用リスク・アセット額の算出において、ルックスルー方式・マンドート方式が適用できない場合に、ファンドのリスク・ウェイトが250%以下（または400%以下）である蓋然性が高いことを疎明したうえで、250%（または400%）を当該ファンドのリスク・ウェイトとして適用する方式のことです。
フォールバック方式	ファンドにかかる信用リスク・アセット額の算出において、ルックスルー方式・マンドート方式・蓋然性方式が適用できない場合に、1250%を当該ファンドのリスク・ウェイトとして適用する方式のことです。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法で、再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。
クレジット・デリバティブ	第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で、参照組織に信用事由が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引です。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成していますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）

1. 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	 68
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	 69
(3) 会計監査人の名称	 69
(4) 事務所の名称及び所在地	 68
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	 70
2. 主要な業務の内容	 55～57
3. 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	 31～32
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
① 経常収益	 87
② 経常利益又は経常損失	 87
③ 当期剰余金又は当期損失金	 87
④ 出資金及び出資口数	 87
⑤ 純資産額	 87
⑥ 総資産額	 87
⑦ 貯金等残高	 87
⑧ 貸出金残高	 87
⑨ 有価証券残高	 87
⑩ 単体自己資本比率	 87
⑪ 剰余金の配当の金額	 87
⑫ 職員数	 87
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	 85～87
② 貯金に関する指標	 88
③ 貸出金等に関する指標	 89～94
④ 有価証券に関する指標	 95～97
4. 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	 26～29
(2) 法令遵守の体制	 7～8
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	 19～21、35～51
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	 14
5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	 73～74、76
(2) 信連の有する債権にかかる額及びその合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	 93
② 危険債権	 93
③ 三月以上延滞債権	 93
④ 貸出条件緩和債権	 93
(3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	 94
(4) 自己資本の充実の状況	 99～128
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	 96
② 金銭の信託	 97
③ デリバティブ取引	 98
④ 金融等デリバティブ取引	 98
⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引	 98
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	 94
(7) 貸出金償却の額	 94
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	 131

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）

役員等の報酬体系	 129～130
----------	---------------

「JAバンク相談所」のご案内

「JAバンク相談所」は、JA等の信用事業に関する利用者の皆さまの苦情をお受けし、公正・誠実な立場から円滑な解決が図られるよう、設置・運営している機関です。

「JAバンク相談所」は、利用者から苦情の申し出があった場合には、これを誠実に受け付け、利用者の了解を得たうえで、JA等に対して申し出のあった苦情の迅速な解決を求めることとしています。JA等の信用事業に関するお取引でお困りの場合は、ご遠慮なく「JAバンク相談所」へ申し出ください。

JAバンクグループの外部機関「JAバンク相談所」

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

電話番号 03-6837-1359

※電子メール等からもお問合せいただけますので、JAバンクホームページ内のJAバンク相談所のページ
(<https://www.jabank.org/support/soudan/>)をご確認ください。



〒500-8367 岐阜市宇佐南4丁目13番1号
TEL.058-276-5111 FAX.058-278-0135
岐阜県信用農業協同組合連合会
〈<https://www.jabankgifu.or.jp/>〉